

第3次西東京市農業振興計画

令和6（2024）年度～令和15（2033）年度



農産物キャラクター めぐみちゃん



西東京市

はじめに

市長の挨拶

令和 6 年(2024)3 月

西東京市長

第1章 計画の位置づけと期間

- 1 第3次西東京市農業振興計画策定の目的・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけと関連計画等との関係・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

第2章 西東京市の農業の現状と課題

- 1 農業を取り巻く状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 我が国の農業を取り巻く状況
 - (2) 国・東京都の動向
- 2 本市の農業の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
 - (1) 本市の概況
 - (2) 農業の現状と課題
- 3 第2次西東京市農業振興計画の事業の振り返り・・・・・・ 24
 - (1) 食と暮らしを支える多様な農業
 - (2) 多様な担い手が生きがいややりがいを感じる農業経営
 - (3) 農地の保全と活用
 - (4) 農業を通じた交流

第3章 西東京市の農業の目指す方向

- 1 本市の目指す将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 2 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- 3 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- 4 基本指標の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

第4章 計画の実現に向けた施策の展開

- 1 食と暮らしを支える多様な農業経営・・・・・・・・・・ 36
 - (1) 地産地消の推進
 - (2) 安定した販路の確保
 - (3) 市内産農産物の品質・価値の向上
 - (4) 持続可能な農業経営の支援

2	農地の保全と活用	39
	(1) 生産緑地の保全と次世代農業者の農地確保	
	(2) 多面的機能の発揮	
	(3) 環境保全に寄与する農地活用の検討	
3	多様な担い手が生きがいややりがいを感じる農業	42
	(1) 若手農業者や女性農業者の育成	
	(2) 多様な農業者への支援検討	
	(3) 援農ボランティア制度の活用	
4	地域と協働する農業	45
	(1) 農商工・産学公連携の推進	
	(2) 農業者と市民・子どもたちとの交流の創出	
	(3) 農業・農産物への理解促進	
	(4) 庁内連携の推進	
5	計画実現に向けた各主体の役割	48
6	計画推進体制の確立	48

資料編

1	西東京市農業振興計画推進委員会	49
	(1) 開催概要	
	(2) 西東京市農業振興計画推進委員会設置要綱・委員名簿	
2	アンケート調査等概要	54

用語解説

用語解説	56
-------------	-----------

本文中に＊印を付した用語については、「用語解説」に解説を掲載しています。
 なお、同じ用語が複数表記されている場合は、本文中に最初に表記される個所のみ＊印を付けています。

第1章 計画の位置づけと期間

1. 第3次西東京市農業振興計画策定の目的

西東京市(以下「本市」という。)では、平成 16(2004)年 3 月に第 1 次となる「西東京市農業振興計画」を策定しました。その後、平成 26(2014)年 3 月には「第 2 次西東京市農業振興計画」を策定し、将来像「食の安全 みんなの健康 生活にうるおい ～住み続けたい農のあるまち・西東京市～」をもとに、推進を図ってきました。また、平成 31(2019)年 3 月には、計画前半の進捗状況や社会経済情勢を反映し、計画後半の実効性を向上させるために同計画の「中間見直し」を行った上で、当該計画に基づき、農業振興施策を推進してきました。

しかしながら、本市を含む都市農業を取り巻く環境は、大きく変化してきています。税制をはじめ、農業所得*の低迷や農業者の高齢化、後継者などの担い手不足のほか、市民の農業・農地への理解等、依然として数多くの課題がある一方で、農業・農地がもつ環境保全や防災面等多面的な機能の重要性も認識されてきています。

今回、「第 2 次西東京市農業振興計画」が令和 5(2023)年度に終了することから、都市農業を取り巻く環境や「第 2 次西東京市農業振興計画」の成果の検証等を踏まえつつ、市民、農業者等のニーズを的確に把握し、農業の発展を目指す施策を推進することを目的に、令和 6(2024)年度から令和 15(2033)年度を計画期間とする本計画を策定しました。

PHOTO

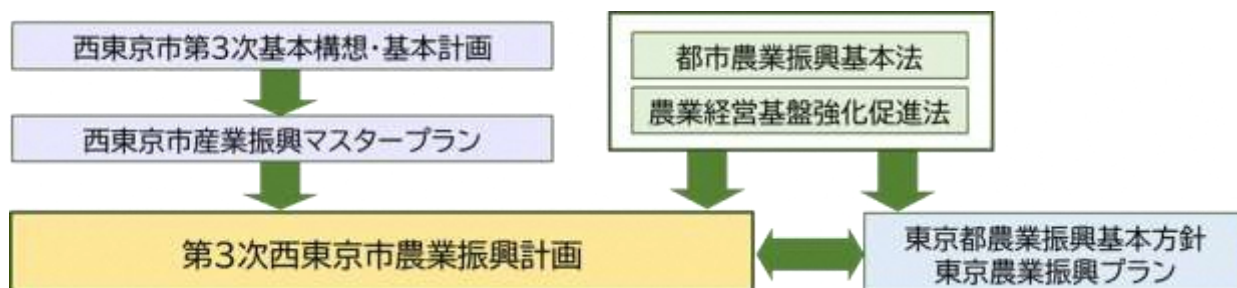
PHOTO

2. 計画の位置づけと関連計画等との関係

本計画は、「西東京市第3次基本構想・基本計画」を上位計画とする農業分野の計画として位置づけられるとともに、「西東京市産業振興マスタープラン」に示された農業分野の振興方針をより具体的に示すものです。

また、「都市農業振興基本法」における、本市の地方計画を兼ねるものです。さらには、「農業経営基盤強化促進法*」の基本構想としても位置づけられ、農業経営改善計画の策定支援及び認定農業者*制度の適用の前提となるものです。

「東京農業振興プラン*」との整合も図り、本市における農業振興の方針・施策を明らかにするとともに、実現に向けた具体的な事業を選定します。



3. 計画期間

本計画は、令和6(2024)年度から令和15(2033)年度までの10年間を計画期間とします。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化に応じて、適宜必要な見直しを行い、状況に即した計画としていきます。

また、10年間の計画期間を5年ごとの前期と後期に分け、後期初年度となる令和10(2028)年度には、計画前期の点検・評価を行い、中間の見直しを行うとともに、計画後期の個別事業を新たに選定します。

R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)
		計画期間(令和6(2024)年度～令和15(2033)年度)						10年間	
前期(令和6(2024)年度～令和10(2028)年度)					後期(令和11(2029)年度～令和15(2033)年度)				

第2章 西東京市の農業の現状と課題

1. 農業を取り巻く状況

(1) 我が国の農業を取り巻く状況

我が国の農業は、農地の減少、農業者の高齢化、後継者等担い手の不足、大規模自然災害や地球温暖化の影響により、その取り巻く環境は依然として、非常に厳しい状況となっています。また、「令和4年度食料自給率について(農林水産省)」によると、我が国の食料自給率*は38%(カロリーベース)と、食料の6割を輸入に頼っている現状は、昨今の世界情勢も背景に、国民の食料の安定供給に支障が出ることが懸念され、食料自給率の向上や食料の安全性への期待が一層高まっています。

一方、農林水産物、食品の輸出額が令和4(2022)年に1兆4,140億円と過去最高額となっており、更なる輸出拡大が見込まれます。また、加工食品の原料原産地表示の義務化が後押しとなり、加工食品における国産原料使用の動きが拡大しており、消費者の国産原料への意識も高まっています。さらに、近年、都市住民の農業への関心の高まりもうかがえるなかで、別の仕事をしながら農業をする「半農半X」や、短期・短時間の就業先として農業に携わる動き等の広がりも見られるようになっていきます。

(2) 国・東京都の動向

国においては、「食料・農業・農村基本計画」(令和2(2020)年3月31日閣議決定)の施策として、食料の安定供給の確保に関して、①新たな価値の創出による需要の開拓、②グローバルマーケットの戦略的な開拓、③消費者と食・農とのつながりの深化、④国際的な動向等に対応した食品の安全確保と消費者の信頼の確保、⑤食料供給のリスクを見据えた総合的な食料安全保障の確立等が進められています。また、農業の持続的な発展に関して、①力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保、②農業現場を支える多様な人材や主体の活躍、③担い手等への農地集積・集約化と農地の確保、④農業経営の安定化に向けた取組みの推進、⑤農業の成長産業化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備、⑥需要構造等の変化に対応した生産基盤の強化と流通・加工構造の合理化、⑦情報通信技術等の活用による農業生産・流通現場のイノベーションの推進、⑧気候変動への対応等環境政策の推進等が進められています。

また、都市農業の安定的な継続を図るとともに、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な環境の形成に資することを目的として、「都市農業振興基本法」が平成27(2015)年4月に制定され、「都市農業振興基本計画」(平成28(2016)年5月13日閣議決定)で、①農産物供給機能の向上、担い手の育成・確保、②防災、良好な景観の形成、国土・環境保全等の機能発揮、③的確な土地利用計画策定等のための施策、④都市農業のための利用が継続される土地に関する税制上の措置、⑤農産物の地元における消費の促進、⑥農作業を体験することができる環境の整備、⑦学校教育における農作業の体験の機会の充実、⑧国民の理解と関心の増進、⑨都市住民による農業に関する知識・技術の習得の促進、⑩調査研究の推進が講ずべき施策として提示されています。

一方、東京都においては、令和5(2023)年3月に、新たな「東京農業振興プラン」を策定し、①担い手の確保・育成、②稼ぐ農業経営の展開、③農地の保全・活用、④持続可能な農業生産と地産地消*の推進、⑤地域の特色を活かした農業の推進の5つを柱に、デジタルトランスフォーメーション、女性の活躍促進、ブランド化の推進、環境保全などの視点を持ち、東京農業のさらなる発展に向けて、「都民生活に貢献する、持続可能な東京農業」を目指し、新たな農業振興施策を展開しています。この中では、「みどりの食料システム法」の規定により、都と共同で作成した基本計画に基づき、農業者の環境負荷低減活動を進めることも求められています。

これら、国や東京都の施策により、全ての農業者が将来に渡って農業を継続するための環境整備を図ること、農地の適切な保全活用及び農業に対する国民理解の醸成等が期待されています。

PHOTO

PHOTO

2. 本市の農業の現状と課題

(1) 本市の概況

本市は、東京都の西北部、武蔵野台地のほぼ中央、都心より約 20km に位置しています。北は埼玉県新座市、南は武蔵野市及び小金井市、東は練馬区、西は小平市及び東久留米市に接し、西から東になだらかに傾斜したほぼ平坦な地域であり、植物の育成に適した関東ローム層の地質を有しています。

市域は 15.75km² の面積を有し、市街化が進行した住宅都市であり、土地利用は、鉄道駅周辺の複合的市街地、それらを中心とした良好な住宅地が形成されています。

地目別では宅地が 61.7% と最も多く、中でも一般住宅地が 47.4% と大半を占めています。

令和 5(2023)年9月1日現在、本市の人口は 206,287 人、世帯数は 102,127 世帯(住民基本台帳)です。

西東京市人口推計調査報告書(令和 4(2022)年 11 月)によると、本市の人口は、令和 4(2022)年の 205,726 人から令和 9(2027)年に 205,877 人まで増加し続けますが、その後は緩やかに減少すると推計されています。20 年後の令和 24(2042)年には 200,927 人まで 2.3% 減少すると見込まれています。

このように、市全体の人口が減少するなか、65 歳以上の高齢者は増加を続けて、高齢者の人口に対する割合(高齢化率)は、令和 4(2022)年の 24.2% から令和 24(2042)年には 31.3% に達する見込みと推計されています。



(2) 農業の現状と課題

本市の農業の現状について、統計データ及びアンケート調査等※に基づき、①農業生産・農産物流通・農業経営、②農地の保全と活用、③農業者担い手・後継者・援農、④農業を通じた交流の4つの視点により整理した上で、検討すべき課題を明らかにします。

※アンケート調査等の概要：資料編参照

① 農業生産・農産物流通・農業経営に係る現状と課題

本市の「農業生産・農産物流通・農業経営」に係る現状は、次のような状況にあります。

○販売金額規模の小さな農家が多く、その割合も微増傾向にある。

令和2(2020)年の農林業センサスによれば、本市の販売金額規模別農業経営体数は50万円未満が25.0%で最も多く、販売金額300万円未満(販売なしを含む)が約7割を占めます。農業者意向調査では、過去5年間の農業所得の変化は、「変わらない」の次に、「減少した」農業者が37.2%を占めています。また、農業者の所得において、農業所得以外の所得が多い状況となっています。

農産物販売金額規模別農家(販売農家・農業経営体)数割合の推移



※平成17年、22年は販売農家*の数値、
平成27年、令和2年は農業経営体*の数値

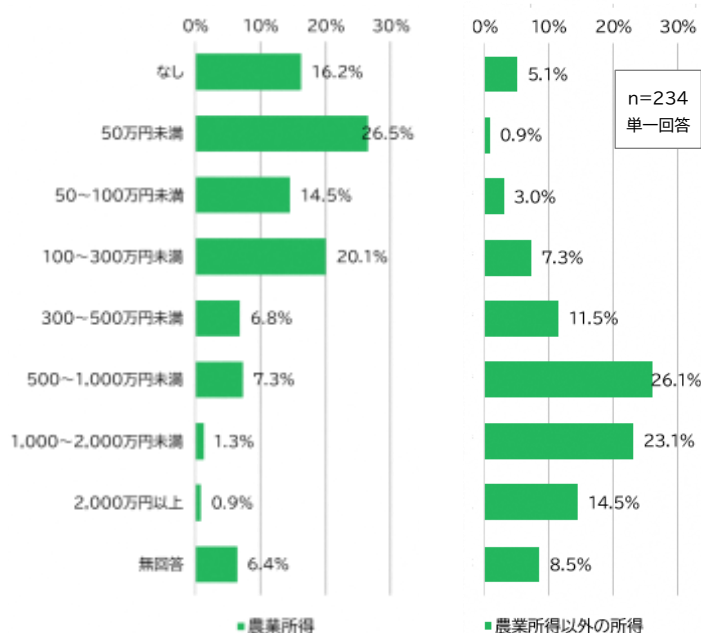
資料：農林業センサス

(農業者意向調査)過去5年間の農業所得の変化

項目	件数	割合
(1)増加した	17	7.3%
(2)減少した	87	37.2%
(3)変わらない	104	44.4%
(4)その他	9	3.8%
(5)無回答	17	7.3%

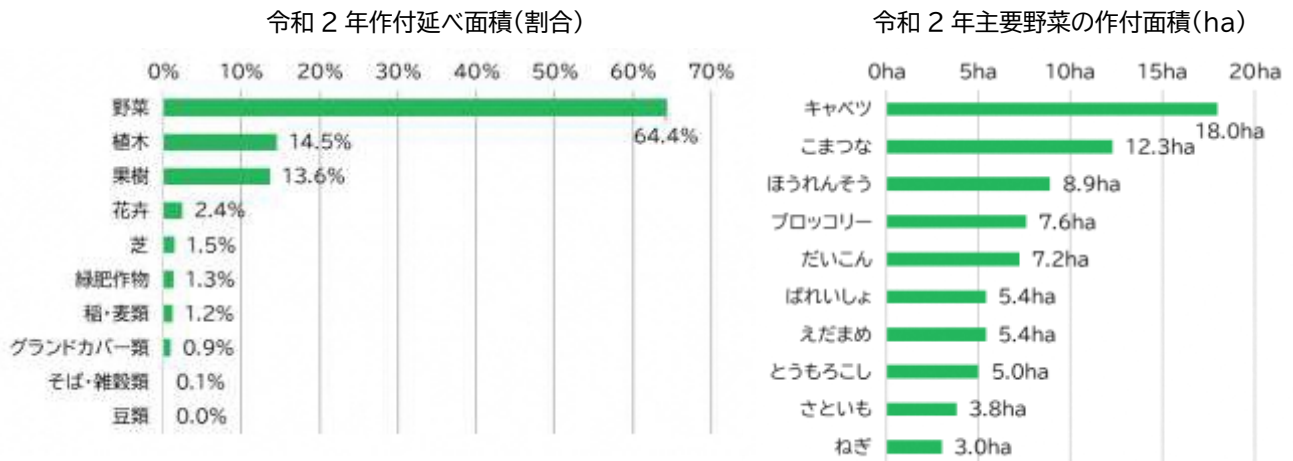
n=234(単一回答)

(農業者意向調査)農業所得と農業所得以外の所得



○野菜の生産を中心に、植木、果樹、花卉の生産がされている。

令和2(2020)年現在、市内の作付延べ面積 163.4ha のうち、野菜が 105.2ha と 64.4%を占め、次いで植木が 14.5%、果樹が 13.6%、花卉が 2.4%となっています。野菜の品目別に見ると、作付面積の上位は、キャベツ、こまつな、ほうれんそう、ブロッコリー、だいこんの順になっています。

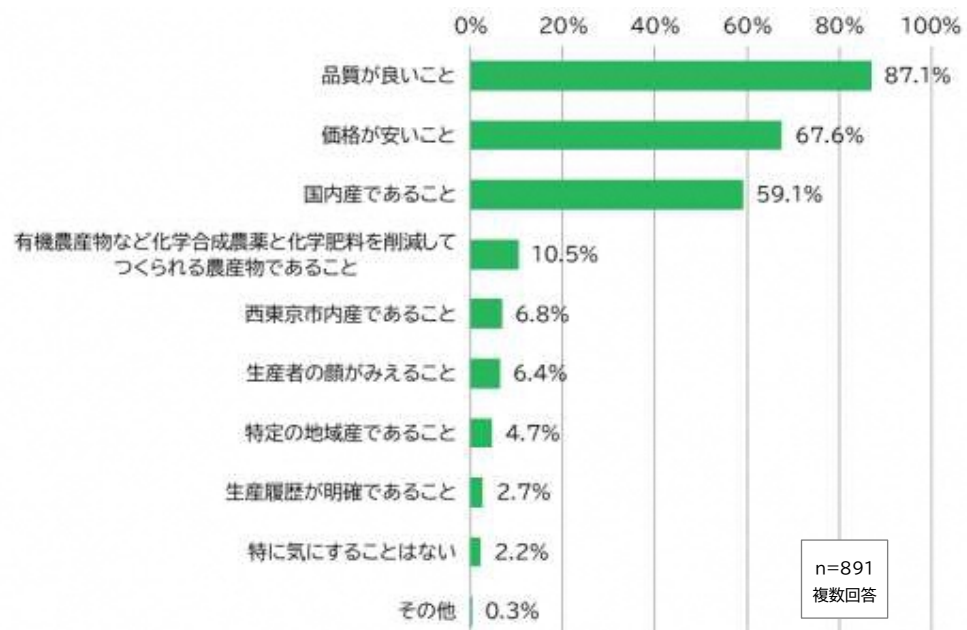


資料:東京都農作物生産状況調査

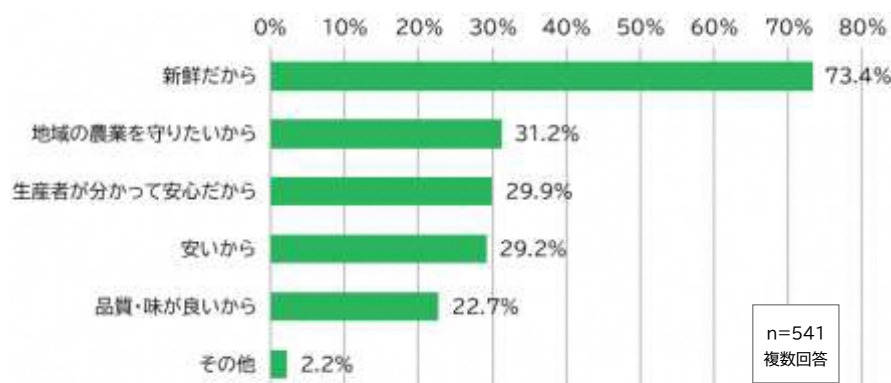
○「新鮮で安全な農産物の供給」は市民に重視されている。

都市農業・農地の多面的機能の理解の中で、「新鮮で安全な農産物の供給」は市民に重視されています。また、農業者も農業や農地の持つ役割として、「新鮮で安全な農産物の供給」が重要であると認識しています。

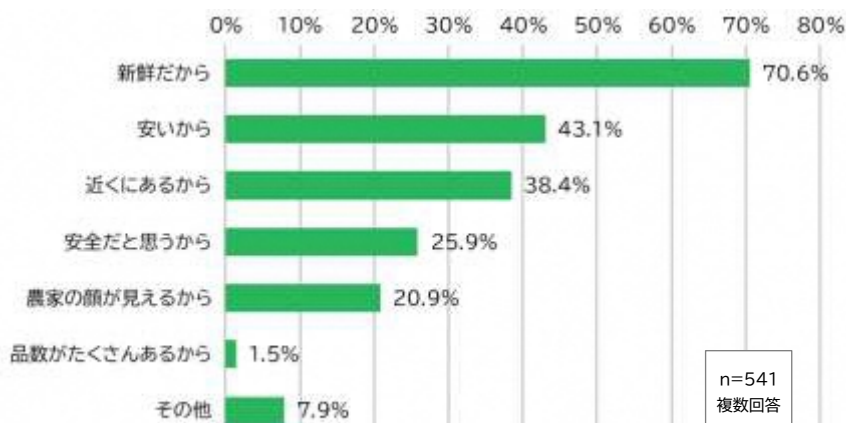
(市民意向調査)農産物を買う際に重視している点



(市民意向調査)市内産の農産物を購入する理由



(市民意向調査)農産物直売所を利用する理由



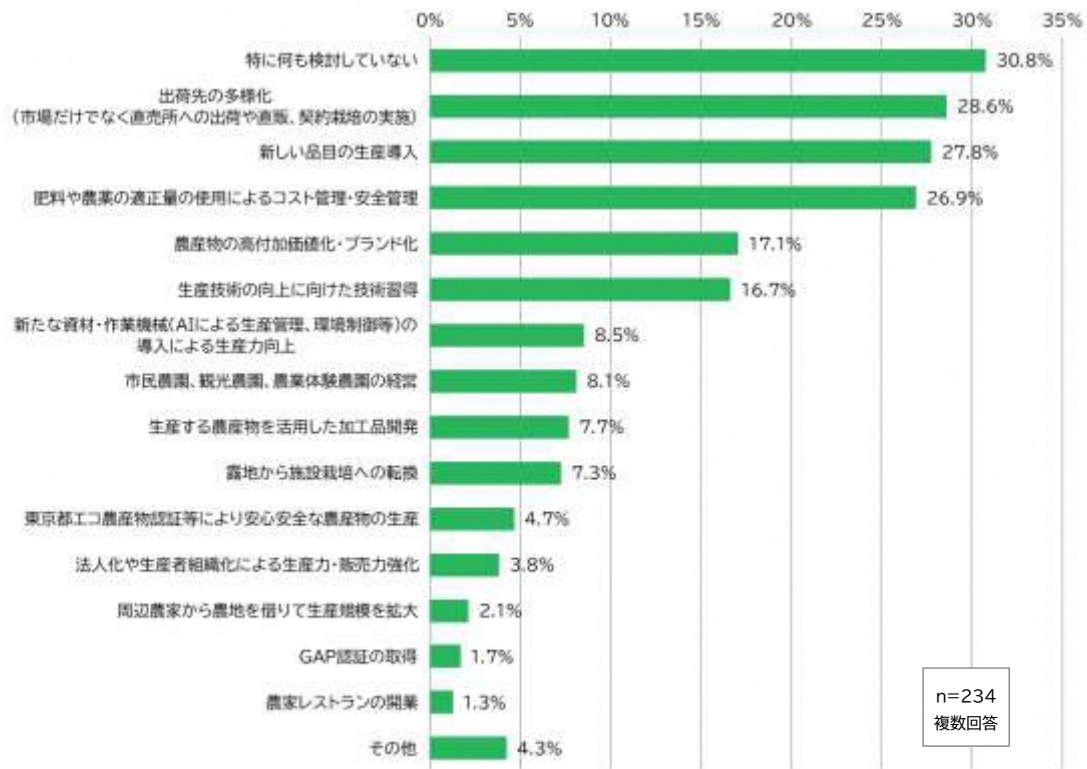
(農業者意向調査)これからの農業や農地が持つ役割について重要なこと



○農業収入安定への取組みとして、出荷先の多様化や新しい品目の生産導入、肥料や農薬の適正量の使用によるコスト管理・安全管理の意向が強い。

農業者が農業収入を安定させるために、市場だけでなく直売所への出荷や直売、契約栽培の実施など出荷先の多様化、新しい品目の生産導入、肥料や農薬の適正量の使用によるコスト管理・安全管理について、今後取り組んでいきたいという意見が多くなっています。

(農業者意向調査) 農業収入を安定させるために、今後取り組んでいきたいこと



○直売所での販売や機会の拡充が求められている。

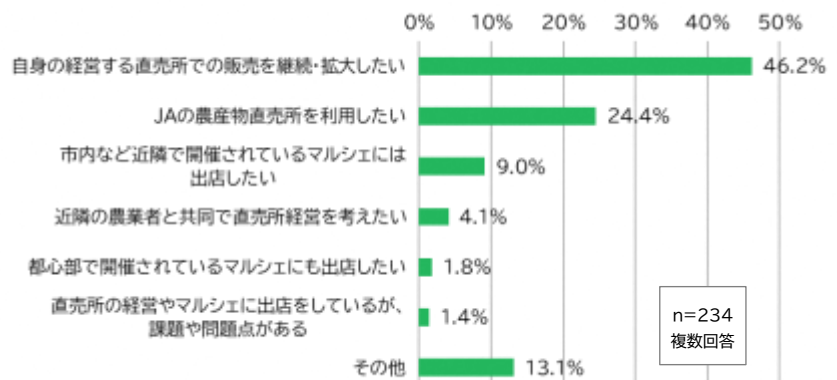
直売所の設置状況について、花と果樹の設置数は減っていますが、野菜の設置数は年々増えています。今後の直売所(庭先販売等)やマルシェ(朝市・青空市など)への出店等についての考えとして、直売所での販売の継続・拡大を検討する農業者が多数を占めます。市民が市内産農産物を購入しない理由は「自宅の近くにないから」や「直売所の存在・場所を知らないから」との意見が多い状況です。

直売所の設置状況(令和4年)

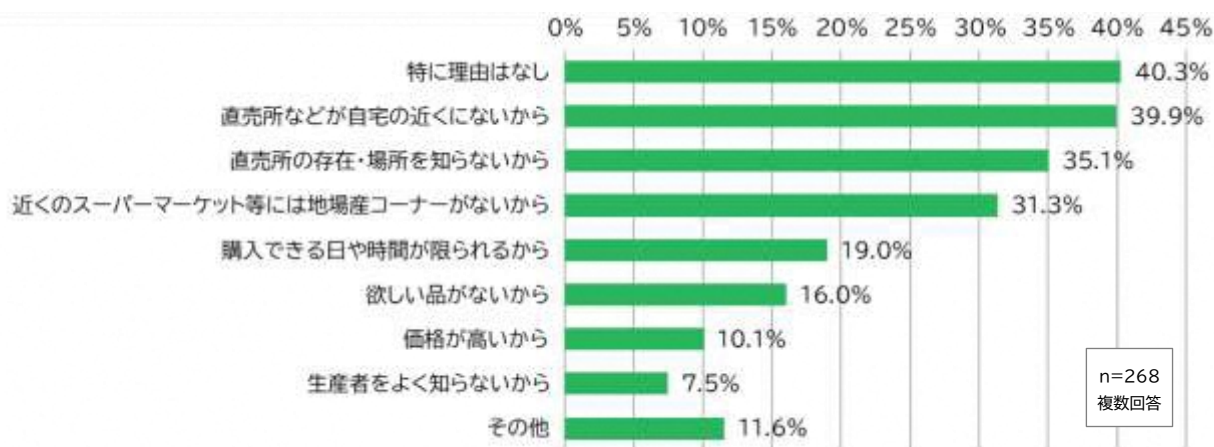
種類	開設数(所)
野菜	92
花	3
果樹	9
計	104

資料: 産業振興課

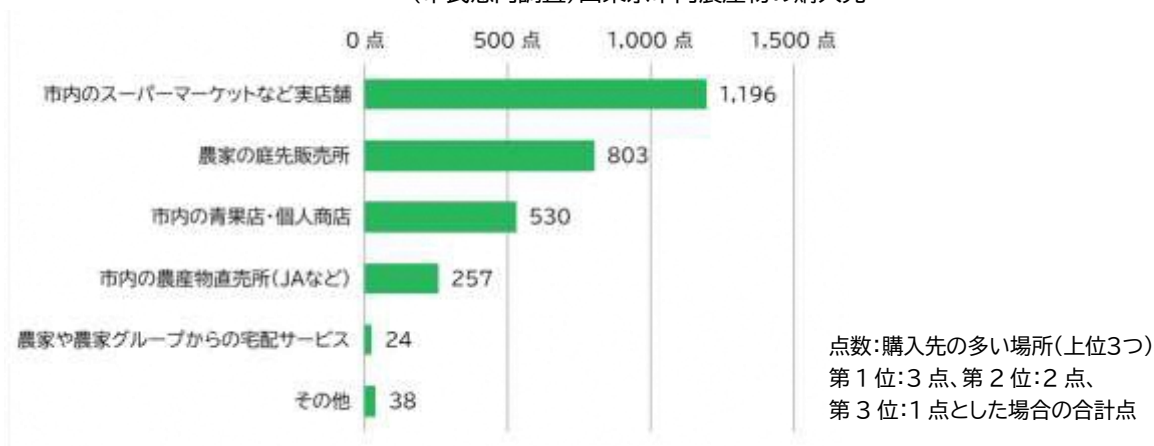
(農業者意向調査) 今後の直売所やマルシェへの出店等について



(市民意向調査)市内産の農産物を購入しない理由



(市民意向調査)西東京市内農産物の購入先



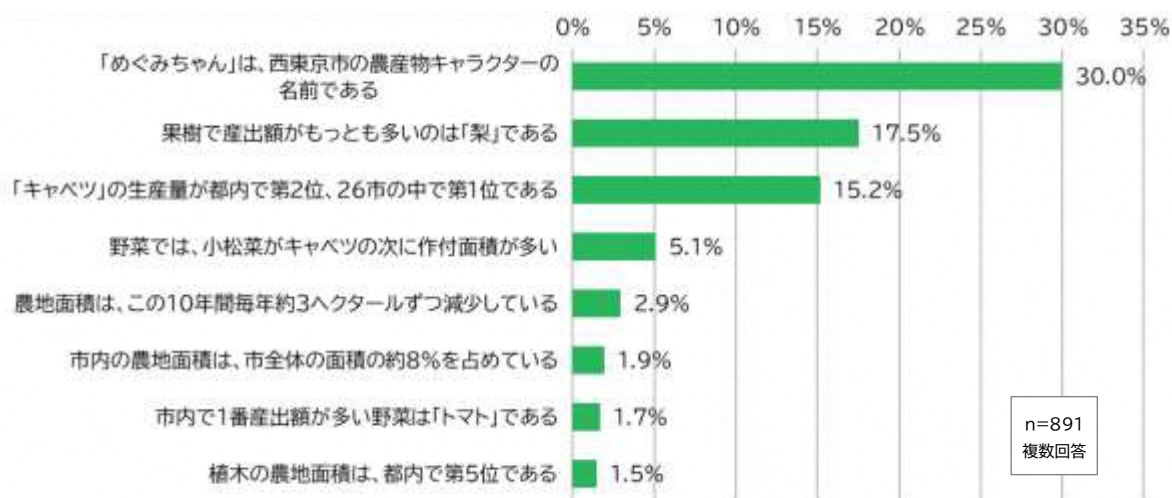
〇めぐみちゃんの認知度が高く、めぐみちゃんメニュー事業や学校給食の市内産農産物利用の関心や要望も比較的多い。

西東京市の農産物キャラクターである「めぐみちゃん」の認知度は農業者、市民、子どもともに高くなっています。子どもたちからは、めぐみちゃんメニュー事業や学校給食での市内産農産物の利用について継続の要望の声が挙げられています。しかし、農業者では「知ってはいるが、自らの販売等において、特に活用する意向がない」という回答も多くあります。

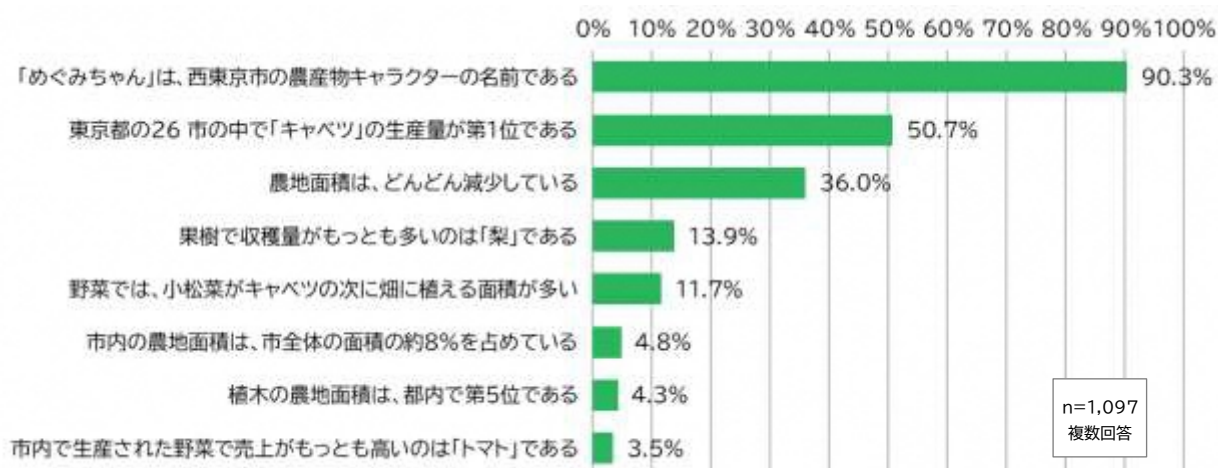
(農業者意向調査)めぐみちゃんの活用について



(市民意向調査)西東京市の農業について知っていること



(子どもアンケート)西東京市の農業について知っていること



(子どもアンケート)めぐみちゃんメニュー事業への参加

西東京市農産物キャラクター
「めぐみちゃん」

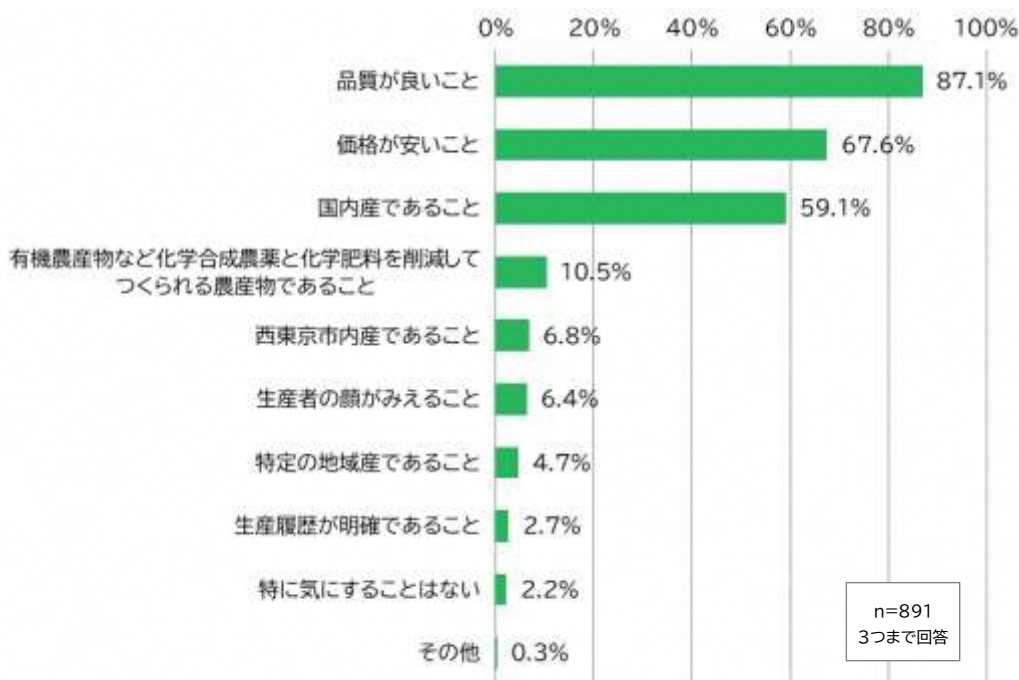
○規格外品の活用・販路形成の拡大や、市としてのブランド確立の要望が高い。

農業者ヒアリングからは、規格外品の活用として、流通販路の形成や、市として、「めぐみちゃん」の活用を含め、西東京市のブランド確立への要望が高くなっています。学生ワークショップでは、めぐみちゃんのマークが入った商品の検討など、西東京市ブランドの普及の意見が挙がっています。

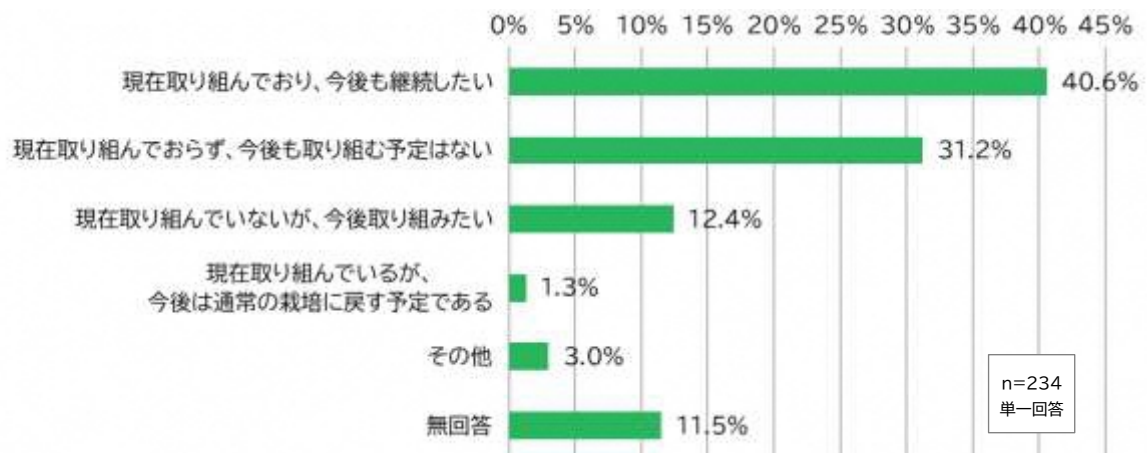
○環境に配慮した農業など、社会課題に対応した農業が求められている。

令和5年(2023)3月に策定された新たな「東京農業振興プラン」や「東京都環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画*」では、環境に配慮した農業が推進されています。市民意向調査では、市民が農産物を買う際に重視している点で、有機農産物など化学合成農薬と化学肥料を削減してつくられる農産物であることが4位にあがっており、購入する際に有機農産物などであるか意識する市民が、一定数いることがわかります。また、市民、学生からも無農薬、減農薬の要望が出ています。農業者意向調査では、通常に比べて労力がかかるなど課題が挙がっていますが、農薬の使用量を減らしているなど、環境に配慮した農業に取り組んでいる農業者は約40%と、もっとも多くなっています。

(市民意向調査)市民が農産物を買う際に重視している点



(農業者意向調査)環境に配慮した農業の取組み状況



以上のような現状を踏まえ、本市の農業生産・農産物流通・農業経営に係る検討すべき課題は、次のとおりです。

- ☐ 農地面積が小さくても、稼げる農業の方策が必要
- ☐ 近隣消費のニーズに応えた西東京市産の生産量・生産品目等の拡大が必要
- ☐ 市内産農産物の付加価値を高めるとともに、新しい品目の導入などの推進が必要
- ☐ 安定した販路の確保・販路を拡大する方策とともに、規格外品等の販路形成として、一次加工利用や公共施設での利活用の推進が必要
- ☐ 環境に配慮した農業への取組みの推進に向けた方策とともに、安心安全の理解促進・PRが必要
- ☐ 環境負荷の低減に貢献できる農業生産、流通と消費についての検討が必要
- ☐ 直売所機能の充実（周知と機会の拡大、利便さの向上）が必要
- ☐ めぐみちゃんブランドの普及推進の継続と、めぐみちゃんメニュー事業（学校給食との連携）の推進が必要（バージョンアップの検討）
- ☐ 市内飲食店、加工業者等との連携の検討が必要
- ☐ 学校や保育園等との連携（給食等）の検討が必要

② 農地の保全と活用に係る現状と課題

本市の「農地の保全と活用」に係る現状は、次のような状況にあります。

○1 戸当たり農地面積は小さく、農地の減少が進んでいる。

令和4(2022)年現在、本市の面積1,575haのうち、約117.6haが農地で、平成29(2017)年より市全域の1割を割り込んでおり、減少傾向が続いています。農地の減少とともに生産緑地*も減少傾向が続いています。

経営耕地*面積規模別農家数では令和2年の0.5～1.0haが最も多く32.9%を占め、0.5ha未満の割合が年々増加していることから、小規模な農地で経営する農家が多いことがわかります。

農地面積・生産緑地面積(ha、%)

	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
市地積	1,575.0	1,575.0	1,575.0	1,575.0	1,575.0	1,575.0
農地面積(割合)	135.0 (8.6)	130.9 (8.3)	127.3 (8.1)	124.4 (7.9)	121.5 (7.7)	117.6 (7.5)
生産緑地(割合)	115.8(85.8)	113.5(86.7)	112.0(88.0)	109.6(88.1)	106.8(87.9)	105.4(89.6)

※農地面積は市の地積に対する割合、生産緑地は農地面積に対する割合

資料：東京都総務局、都市整備局

経営耕地面積規模別農家(販売農家・農業経営体)数(戸)

	平成22年	構成比	平成27年	構成比	令和2年	構成比
総数	199	100.0%	180	100.0%	140	100.0%
0.3ha未満	16	8.0%	29	16.1%	25	17.9%
0.3ha～0.5ha未満	57	28.6%	46	25.6%	44	31.4%
0.5ha～1.0ha未満	78	39.2%	66	36.7%	46	32.9%
1.0ha～1.5ha未満	29	14.6%	22	12.2%	15	10.7%
1.5ha～2.0ha未満	10	5.0%	6	3.3%	7	5.0%
2.0ha～3.0ha未満	7	3.5%	5	2.8%	-	0.0%
3.0ha～5.0ha未満	0	0.0%	2	1.1%	1	0.7%
5.0ha以上	2	1.0%	4	2.2%	2	1.4%

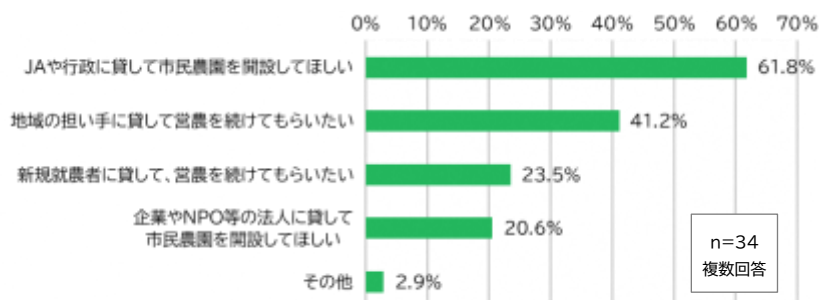
※平成22年は販売農家の数値、平成27年、令和2年は農業経営体の数値

資料：農林業センサス

○生産緑地の貸付について、徐々に貸借が進んでいる。

生産緑地の貸借について、「生産緑地を貸したい・貸しても良い」と回答した農業者のうち、貸付をした生産緑地の活用で望む方法は、「JAや行政に貸して市民農園*を開設してほしい」が約60%となっています。また、農業者間での貸借も徐々に進んでいます。

(農業者意向調査)生産緑地の貸借について



○防災の観点からも農地保全に目が向けられている。

令和5年(2023)3月31日現在、生産緑地全体の面積10,540aのうち約1,061a(約10%)の農地が災害時協力農地*に登録されています。災害時協力農地は、災害時の避難場所等として活用することが取り決められており、農業・農地の持つ多面的機能のひとつとして、市民の安全・安心な暮らしを守る役割を担っています。農業者が農業や農地の持つ役割として期待することの3位に、「災害発生時の避難先としてのオープンスペースの確保」が挙がっています(8ページ「(農業者意向調査)これからの農業や農地が持つ役割について重要なこと」グラフ参照)。

災害時協力農地の面積(a)

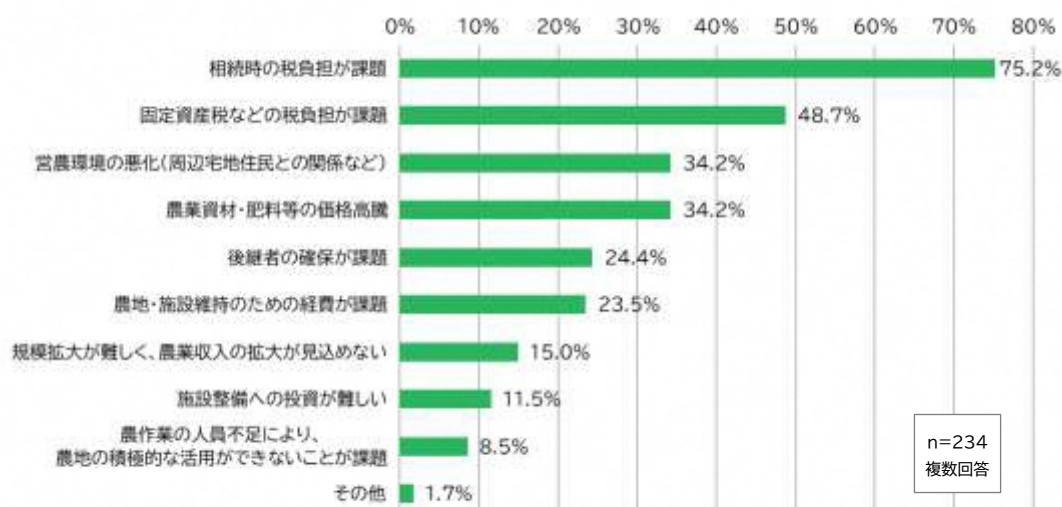
区分	平成31年3月31日	令和5年3月31日
市内生産緑地	11,348	10,540
うち、災害時協力農地(割合)	1,298.67(11.4%)	1,060.92(10.1%)

資料:危機管理課

○相続時の税負担が、農地保全・活用上の課題となっている。

農地保全・活用の課題として、「相続時の税負担が課題」と挙げる農業者が約75%を超えています。

(農業者意向調査)農地保全・活用の課題



○農業や農地が持つ役割として、新鮮で安全な農産物の供給のほか、まちの“みどり”(景観)としての機能が期待され、市民の暮らしのなかで大きな役割を果たしている。

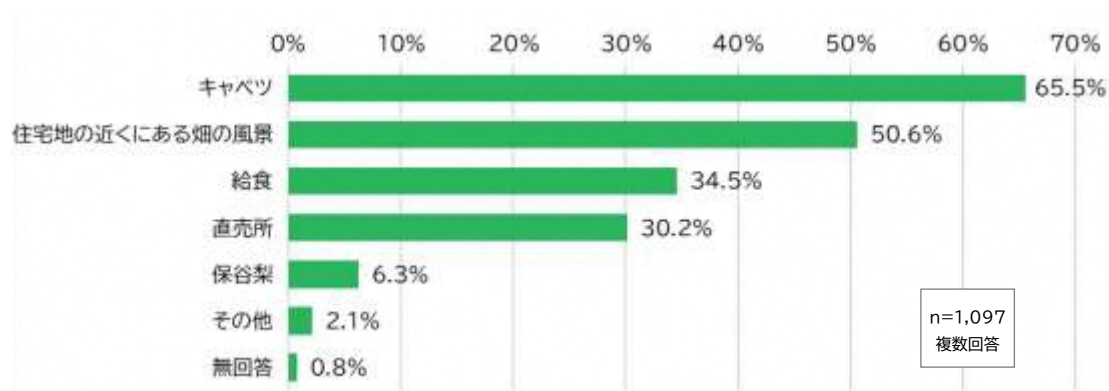
農業や農地に関するイメージとして、「新鮮な野菜を供給している」と感じている市民が約50%いるほか、「季節を感じることができる」、「まちの緑を豊かにしている」と感じている市民が約40%以上おり、高い数値となっています。また、農業や農地が持つ役割として期待すること、「市民の日常生活への新鮮で安全な農産物の供給」、「学校給食等での、新鮮で安全な農産物の供給」、「子どもたちが学校教育や情操教育のなかで、農業に触れる機会の創出」に次いで、「まちなかに農地がある景観風景」が4位に挙がっています。

また、子どもの本市の農業のイメージとしても、「キャベツ」に次いで、「住宅地の近くにある畑の風景」が半数以上挙がっており、子どもにとっての原風景となっていることがうかがえます。

(市民意向調査)西東京市の農業や農地のイメージについて



(子どもアンケート)西東京市の農業のイメージについて



以上のような現状を踏まえ、本市の農地の保全と活用に係る検討すべき課題は、次のとおりです。

- ☐ 現状の担い手の規模拡大、後継者の農地確保のための制度活用の推進が必要
- ☐ 防災の観点から農地の役割を発揮できる環境の整備が必要
- ☐ 農地減少を最小限にするための農地保全の対策の検討が必要
- ☐ 十分に活用できていない農地の有効活用が必要
- ☐ まちの“みどり”としての農地の役割を発揮できる環境の整備が必要（まちづくりの観点）
- ☐ 貸借後のフォローアップ支援が必要
- ☐ 納税猶予制度・農地貸借の制度等活用の支援が必要

③ 農業者担い手・後継者・援農に係る現状と課題

本市の「農業者担い手・後継者・援農」に係る現状は、次のような状況にあります。

○高齢化の進行、農家数の減少により、担い手・人員の不足が続いている。

本市の農家数は、令和 2(2020)年現在、187 戸で、平成 2(1990)年から令和 2(2020)年までの 30 年間で、約 5 割減少しています。農業従事者の年齢構成を見ると、令和 2(2020)年現在、70 歳以上が最も多く約 40%を占め、60 歳以上では 60%以上を占めており、従事者の高齢化が進行しています。

農業者の人員確保の方法として、「家族を動員している」がもっとも多くなっています。

農家*数の推移(戸)

	農家数
平成 2 年	398
平成 7 年	355
平成 12 年	324
平成 17 年	306
平成 22 年	276
平成 27 年	234
令和 2 年	187

資料：農林業センサス

年齢別の基幹的農業従事者数(ふだん仕事として、主に自営農業に従事した世帯員数)

	平成 22 年 (人)	構成比	平成 27 年 (人)	構成比	令和 2 年 (人)	構成比
総数	413	100.0%	340	100.0%	271	100.0%
15～19 歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
20～29 歳	6	1.5%	8	2.4%	3	1.1%
30～39 歳	25	6.1%	13	3.8%	16	5.9%
40～49 歳	51	12.3%	32	9.4%	23	8.5%
50～59 歳	92	22.3%	82	24.1%	50	18.5%
60～69 歳	77	18.6%	67	19.7%	71	26.2%
70 歳以上	162	39.2%	138	40.6%	108	39.9%

※平成22、27 年は販売農家、令和 2 年は個人経営体(農業経営体のうち個人(世帯)で事業を行う経営体)の数値

資料：農林業センサス

(農業者意向調査)農作業の人員確保の方法



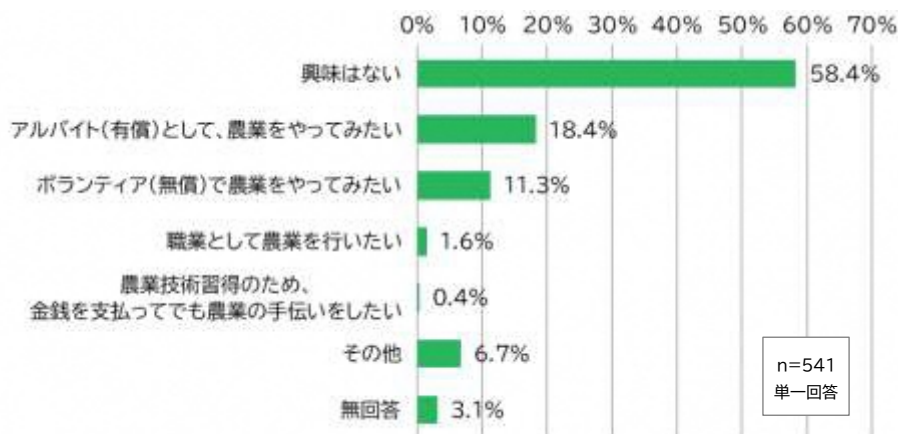
○アルバイトやボランティアでの農業の手伝いなど農作業への関心が高まっている。

援農ボランティア*の受け入れについて、農業者意向調査では、「受け入れを希望しない」が最も多くなっていますが、受け入れを希望する農家も一定の割合でいます。また、農業者ヒアリングから援農ボランティアとの適正なマッチングや、農作業だけでなく、販売に関連した業務などでの利用の要望が挙げられています。一方、市民はアルバイトやボランティア等として、農業や農作業への手伝いに興味がある人が約30%以上います。子どもたちも「自宅の庭やベランダで野菜などを育ててみたい」、「農業体験をしてみたい」といった農への興味は高くなっています。

(農業者意向調査)援農ボランティアの受け入れ希望



(市民意向調査)農業や農作業の手伝いへの興味



(子どもアンケート)農業や農作業への興味

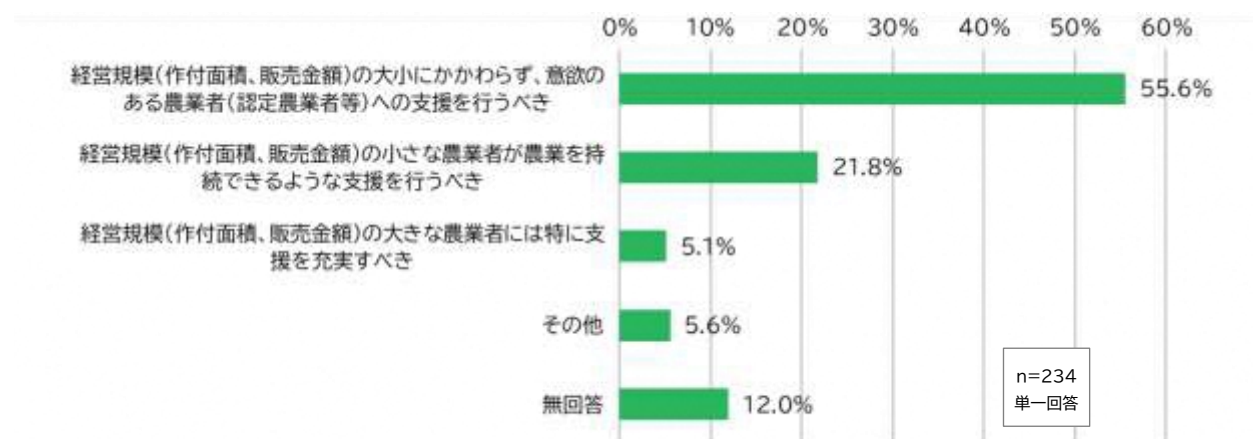


○意欲のある農業者に対する支援、資金的支援が求められている。

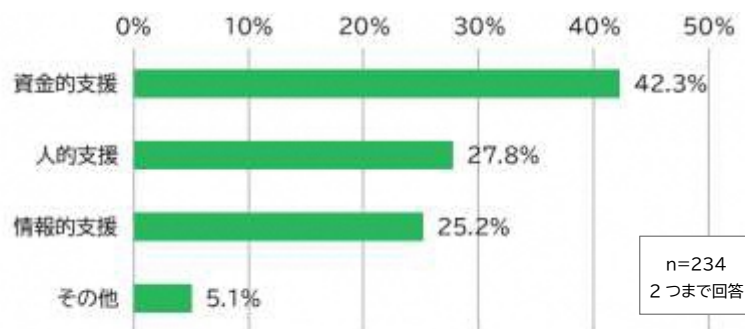
農業者への支援の対象については、「経営規模(作付面積、販売金額)の大小にかかわらず、意欲のある農業者への支援を行うべき」が半数以上を占めています。また、農業者に係る支援として、「資金的支援(助成金、融資等)」が今後、重要と考える農業者が最も多くなっています。

農業所得が300万円以上の農業者は、認定農業者の認定を既に受けている農業者が多数いますが、認定を受けたいが「認定基準」を満たすことが難しいという農業者も多くなっています。

(農業者意向調査)農業者への支援の対象について



(農業者意向調査)今後、農業者に係る支援について重要と考えるもの

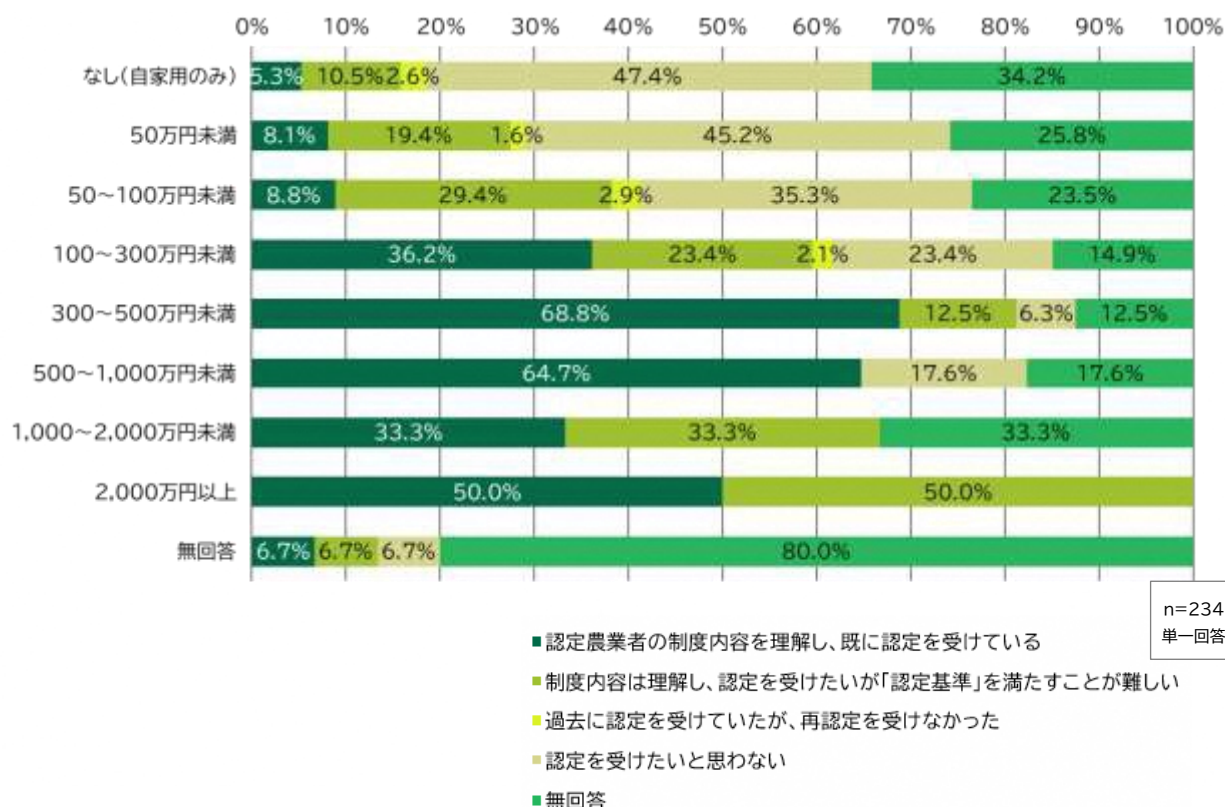


※資金的支援：助成金、融資など

人的支援：技術支援、経営支援、農作業支援など

情報的支援：農産物 PR、農業イベント等情報発信、生産技術情報提供など

(農業者意向調査)農業所得別認定農業者制度の活用状況について



以上のような現状を踏まえ、本市の農業者担い手・後継者・援農に係る検討すべき課題は、次のとおりです。

- ☐ 市民や庁内部局と連携した後継者育成施策の充実が必要
- ☐ 担い手確保のため、次世代農業者の育成において、現在の農業者の生産技術だけでなく販路との関係づくりのノウハウや経営のスキルを引き継ぐための方策も必要
- ☐ 新規就農、後継者確保に向けた支援・人手不足解消のため、魅力ある農業に向けた方策が必要
- ☐ 援農ボランティアは、農業者が欲する時期や技術を持っているか等、適切なマッチングが必要（農作業だけでなく、経営やデザイン支援、風景としての農地を守る人材等）
- ☐ 多様な農業者への支援・資金的支援の検討が必要

④ 農業を通じた交流に係る現状と課題

本市の「農業を通じた交流」に係る現状は、次のような状況にあります。

○市民農園、農業体験農園*等の開設・需要が増えている。

令和5(2023)年1月現在、市内には農業体験農園が5園・398区画開設され、農業者の指導のもとで、多くの市民が農業に親しみ、楽しんでいます。一方、市民農園は市が運営する農園が3箇所あり、160区画、2,046m²を提供しています。また、農業者開設の市民農園は6箇所に加え、計359区画、5,231.04m²が農業者によって運営されています。

市民農園や農業体験農園などの市民の利用意向として、「農園の利用はしたいと思わない」市民が多いですが、市民農園や農業体験農園を利用したいと考えている市民も一定数います。

市民農園一覧(令和5年1月現在)

		箇所数(箇所)	区画数(区画)	面積(m ²)
農業体験農園		5	398	—
市民農園	市開設	3	160	2,046
	農業者開設	6	359	5,231.04

資料:産業振興課

(市民意向調査)市民農園や農業体験農園などの利用意向

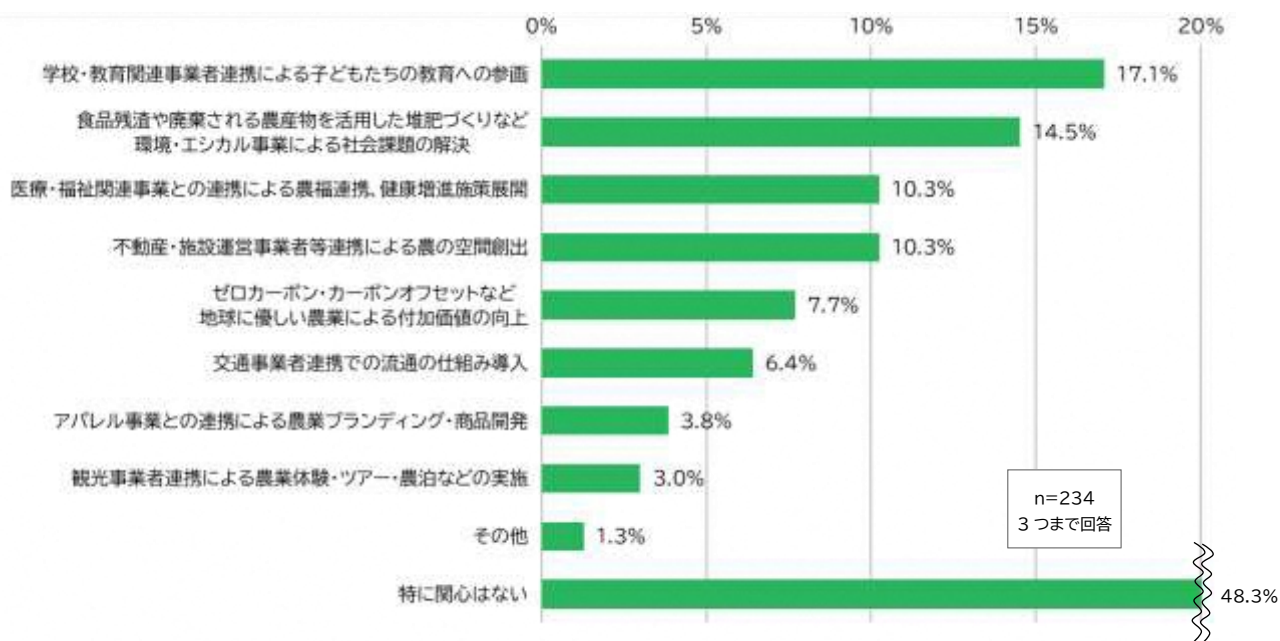


○新たな農業の展開に向けて、“民”、“学”との連携、子どもたちの教育への参画や社会課題の解決としての事業展開に関心がある。

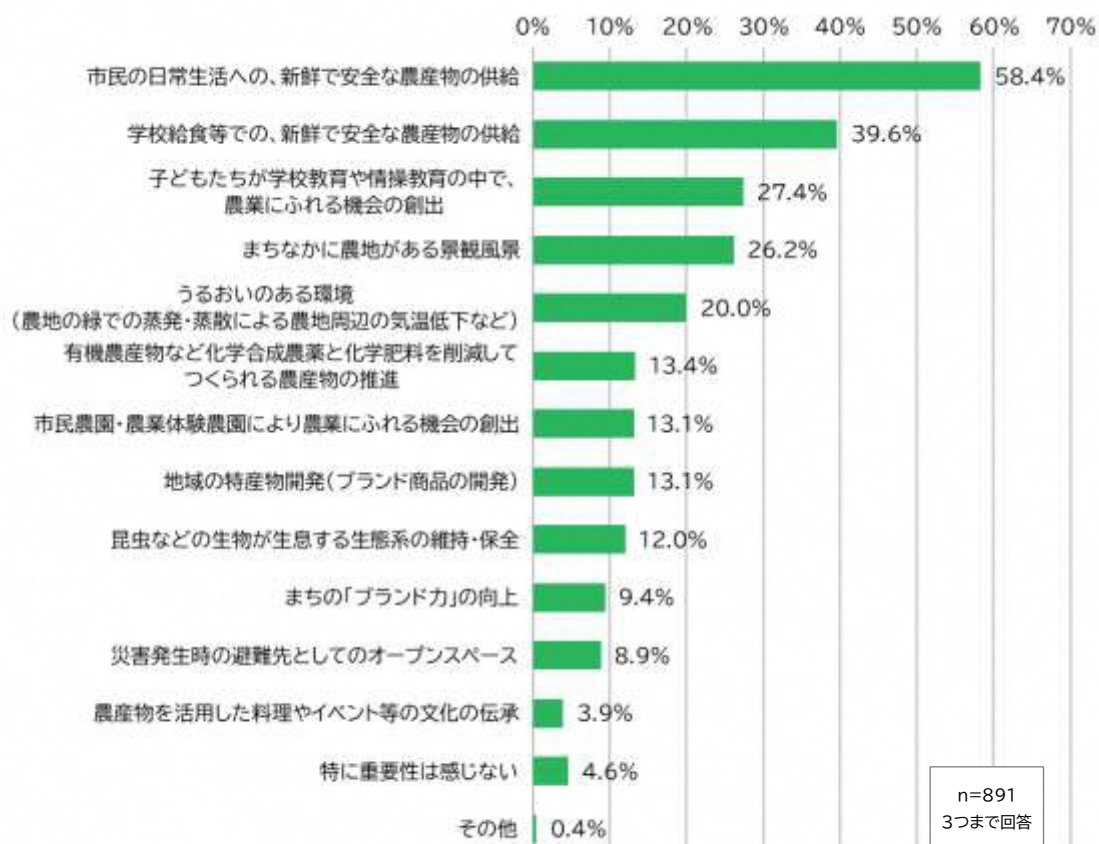
農業者が新たな農業の展開に向けて、民間事業者等との連携や実証への関心について、「学校・教育関連事業者連携による子どもたちへの教育への参画」や「食品残渣や廃棄される農産物を活用した堆肥づくりなど環境・エシカル事業による社会課題の解決」など、学校教育や環境への配慮といった社会課題解決に向けた民間事業者等との連携に関心をもっている農業者が多くなっています。

市民が農業や農地が持つ役割で期待することとして、「学校給食等での、新鮮で安全な農産物の供給」、「子どもたちが学校教育や情操教育の中で、農業に触れる機会の創出」が上位に挙がっており、子どもたちの教育への参画について、関心が高くなっています。

(農業者意向調査)新たな農業の展開に向けて、民間事業者等との連携や実証への関心



(市民意向調査)農業や農地が持つ役割で期待すること



○市民と農をつなぐ地産地消の取組みや農業体験が行われ、販売イベントや農業体験等の機会が求められている。

市民等との交流にあたり、即売会等の販売イベントや体験型のイベント、朝市の実施などが効果的と考える農業者が多くなっています。また、学校の授業で体験を取り入れてほしい、子どもと収穫体験をしたいといった市民や子ども、学生から農業体験についての意見が比較的多く挙がっています。



○都市農業への理解と魅力発信のため、継続的な情報発信が求められている。

本市のような都市農業は、畑と住宅地が近いことが魅力の一つである一方、周辺住民の理解が必要な立地になっています。農業者や学生から、農業への理解は必要であり、本市の農業の現状を知らない若者が多いことが課題であるといった意見が出ています。

以上のような現状を踏まえ、本市の農業を通じた交流に係る検討すべき課題は、次のとおりです。

- ☐ 市民農園、農業体験農園等の開設、増設へ整備支援の継続が必要
- ☐ 体験イベントの充実による生産者と市民との接点づくり、農業・農産物への理解増進・情報発信が必要
- ☐ 市民、学校や民間事業者等と農業との連携の可能性を見出すことが必要
- ☐ 暮らしの中にある農業を身近に感じてもらうため、農業を通じた子どもたち、若い世代との交流機会（食育等）の創出、充実が必要
- ☐ SDGs、食品ロス対策といった社会的価値の高い取組みとしての地産地消対策の検討及び情報発信が必要

3. 第2次西東京市農業振興計画の事業の振り返り

第2次西東京市農業振興計画では、様々な施策を展開してきました。それらの施策について、整理します。

(1) 食と暮らしを支える多様な農業

①直売所のさらなる活用

直売所の情報を本市ホームページや“おでかけ図鑑”で提供するとともに、のぼり旗の配布、いこいの森公園、JA 直売所等での直売支援を実施してきました。

また、公共施設でのマルシェ実施や開催広報を行いました。

②地産地消の推進

めぐみちゃんメニュー事業として、市内飲食店での市内産農産物活用メニューの実施や食べ歩きイベントやマルシェの開催、めぐみちゃんメニュー専用ホームページでの情報発信を行いました。

また、農業者と学校栄養士との連絡会に参加し、栄養士と連携して学校給食へ、めぐみちゃんメニュー事業の応募メニューの提供も行いました。栄養士会では、市内産農産物を利用した共通メニューを市内保育園から中学校まで実施しました。

③販路の拡大と西東京ブランドの育成

農業者、JA 及び販売店等と連携し、「市産農産物等活用推進事業補助金」を活用して、市民への西東京ブランドの周知を行いました。また、市内各所でのイベントにおいてファームカーによる直売活動支援等、めぐみちゃんブランドの普及啓発も行いました。

(2) 多様な担い手が生きがいややりがいを感じる農業経営

①若い担い手や女性農業者の育成

認定農業者の農業経営改善計画において、家族・後継者を含めた農業経営改善計画策定や「農業後継者顕彰」事業を推進するとともに、女性農業者への情報提供や青壮年部との意見交換等を実施しました。

また、東京都フレッシュ&Uターンセミナーや指導農業士制度*の活用など、JA や東京都等と連携した後継者育成を推進しました。

②援農ボランティアの活用

青空塾修了生と農業者のマッチングを、農のアカデミー体験実習農園にて実施しました。また、農業者へ援農ボランティア活用の周知チラシを配布、市報への掲載により、援農ボランティアの活用を推進しました。

また、援農ボランティアのスキルアップを図るため、農のアカデミー事業の実施や講演会、運営連絡会を開催しています。

③効果的な支援による農業経営意欲の促進

本市の取り組みである「認定農業者経営改善支援補助金」の活用や、認定農業者の経営改善計画作成、

認定農業者連絡会の開催等を支援しました。また、「都市農業活性化支援事業費補助金」の手続きや補助を行い、農業者への効果的な支援策の検討を行いました。

(3) 農地の保全と活用

① 生産緑地の保全

農地パトロールにおける現地確認や文書による指導の実施、特定生産緑地の指定に際しては農業委員会と協力し、農地の管理指導を行いました。農業者の要望や情報の収集、JA や東京都農業会議等との連携により、都市農地貸借円滑化法に基づく農地貸借への対応について検討し、都市農地有効活用連絡会を立ち上げました。

また、本市の計画に基づく都市農地保全プロジェクト補助金の手続きや、自然災害に対応した支援等実施しました。

② 多面的機能の発揮

花摘みの丘、蔵の里などの施設を利用した農業学習、イベントの開催や農のアカデミー体験実習農園の設置等、農業体験・交流型施設の活用をしました。

また、災害時協力農地について、JA と連携し、農業者への情報提供等を実施し、災害時協力農地の拡大を図り、防災訓練を実施しました。

(4) 農業を通じた交流

① 各種イベントの実施

親子で野菜づくりにチャレンジ、農業景観散策会、緑のアカデミー事業等の実施や市内産農産物活用事業による農のアカデミー体験実習農園での収穫祭、料理教室の開催支援により、都市農業の PR を実施しました。

また、即売会や地域イベントでのファームカー、イメージビデオ、イメージソング等の活用や田無駅前アスタビジョンを使用した農業 PR 動画放映、めぐみちゃんメニュー事業においてはマルシェ開催や情報発信を行いました。

PHOTO
(ファームカーとめぐみちゃん)

② 農商工*・産学公連携*の推進

飲食店への市内産農産物活用メニューの提供や、めぐみちゃんメニュー事業における農福連携等、飲食や福祉・健康・教育分野と農業の連携を推進しました。

③ 市民農園の新しい展開と農業体験農園の推進

農業者に向けた農業者開設の市民農園・農業体験農園開設時の施設整備補助金等の支援を実施しました。また、市報やホームページでの市民農園・農業体験農園の募集について、広報を行いました。

第3章 西東京市の農業の目指す方向

1. 本市の目指す将来像

現状や課題を踏まえ、以下の4つの考え方を基に、本市の農業振興の方向性を示します。

- ①都市農業振興基本計画により、都市農地の位置づけが、「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと大きく転換しました。本市にある農（農業、農地）は、市民に不可欠な食料を安定的に供給する基盤です。低い食料自給率が大きな問題となっている状況において、農地を保全、活用し農産物の生産を維持、拡大する取組みは重要です。同時に、防災や良好な景観の形成、環境の保全等の多様な機能を有しており、市民の暮らしの維持・向上に大きな役割を發揮します。
- ②気候変動、生物多様性の低下などの環境変化に対して、「みどりの食料システム法」が施行され、農業の分野においても生産から流通まで、環境負荷低減が求められています。再生可能エネルギーの利用、省エネルギー、温室効果ガスの排出量の削減など、環境負荷の低減に資する生産活動や、流通の合理化を促進します。
- ③国連サミットで掲げられた持続可能な開発目標（SDGs）は、日本でも積極的に取り組まれています。市民、民間事業者、学校など様々な主体との協働、行政において分野を横断して取り組み、農業により貧困問題や経済格差などの社会問題へ対応します。
- ④世界情勢、気候変動を背景とした化学肥料、飼料、燃油等農業生産資材の高騰や、新型コロナウイルス感染症のようなパンデミックによる食料供給への影響など、食料安全保障への懸念が高まっています。「健康」応援都市の実現にむけて、本市としても、まちの中にある農地であることを活かし、身近な地域で安全・安心な農産物が入手できる環境の価値を再認識し、農業・農地を次世代につなぐことに取り組みます。

これらの方向性のもと、農業者、市民、商工業者、学校、行政等地域で連携・協働して取り組むにあたり、キャッチフレーズを以下のように定めます。

キャッチフレーズ

“まちと共生、未来につなぐ西東京市の農業”

また、本市の目指す将来像として、市民が求める将来像、農業者が求める将来像をそれぞれ設定しました。

市民が求める将来像： **住み続けたい農のある暮らしの実現**
農業者が求める将来像： **次世代につながる魅力ある農業の実現**

本市は、利便性の良さとともに、身近に「農」を感じられる都市です。安心で新鮮な農産物の供給やみどりの環境・景観の提供など、農が身近にある暮らしが市民を支え、生活を豊かにします。そのような「住み続けたい農のある暮らしの実現」とともに、経営の安定、農地の保全や担い手の確保など「次世代につながる魅力ある農業の実現」を目指します。

2. 基本方針

目指す将来像を実現するために、次の4つの項目を基本方針とします。

- ① 食と暮らしを支える多様な農業経営を展開します。
- ② 都市の貴重な農地を保全するとともに、農地の多面的機能を発揮することで、市民生活に安らぎや潤いを与えます。
- ③ 多様な担い手が、生きがいややりがいを感じる農業をつくります。
- ④ 市民、地域及び行政等が一体となり、西東京市の農業を支える取組みを推進し、都市と農業が共生するまちをつくります。

① 食と暮らしを支える多様な農業経営を展開します。

農業は、市民の食と暮らしを支えています。市内においては、小規模の農地で多品目栽培の農業者が多いため、農業者が経営する直売所やJAの農産物直売所、マルシェや即売会などのイベント、スーパーマーケットでの地元産コーナーなどで市内産農産物を購入することができ、安全・安心で新鮮な農産物を市民に提供しています。

地域との連携や学校給食との連携により、市内産農産物を市内で消費する地産地消の仕組みを推進することで、市民への新鮮な農産物の提供及び本市の農業への理解促進を図り、安定的な販路の確保、生産拡大を促進します。さらには、「めぐみちゃんブランド」の普及啓発により、市内外へ定着させる取組みを推進し、市内産農産物の価値づくりを図ります。

PHOTO

② 都市の貴重な農地を保全するとともに、農地の多面的機能を発揮することで、市民生活に安らぎや潤いを与えます。

都市の農地には、農産物の生産以外にも、景観創出や環境保全、防災など市民の暮らしを豊かにする多面的な機能を有しています。次世代農業者のための農地の確保と生産緑地の保全を持続的に促進し、多面的機能が発揮できる環境の整備を行います。また、環境保全に寄与する農地活用の検討を行います。

適正に管理された農のある風景により、市民の農業への理解を得るため、農地の適正な肥培管理に努めます。

また、市民農園、農業体験農園の開設を推進し、次世代の担い手の確保とともに、都市農業を継続しやすい環境を整備します。

PHOTO

③ 多様な担い手が、生きがいややりがいを感じる農業をつくります。

農業者の高齢化、後継者・担い手不足は、本市に限らず、我が国の大きな課題となっています。そのため、農業者の交流や研修の機会創出や農業者育成施策の充実を図り、若い農業者や女性農業者への支援をします。また、農業者への技術指導だけでなく、経営等の指導の仕組みをつくることにより、農業経営者としての育成を支援します。このほか、本市の農業を先導する役割を担う認定農業者への支援の拡充、持続可能な農業に取り組む担い手支援、意欲ある農業者へ持続的に農業を営むことができるための支援策について、調査・研究を行います。

次世代の農業者となりうる担い手の確保策として、学生との連携による生産作業だけでない多様な役割の援農を推進するとともに、農業者と援農ボランティアとの適切なマッチング機会の提供を一層推進します。

PHOTO

④ 市民、地域及び行政等が一体となり、本市の農業を支える取組みを推進し、都市と農業が共生するまちをつくります。

次世代へつなぐ持続可能な農業を維持・発展させるためには、市民や地域、行政等が一体となって農業を支え、協働していくことが重要です。そのため、飲食や福祉・健康分野など異分野(民間企業やNPO団体等)や市内保育園、幼稚園、小中学校、高校、大学等との交流・連携により、農産物の消費拡大や農業への理解を図ります。また、農業体験等を通じて、市民、学生、子どもたちと農業者との接点を創出し、本市の農業・農地・農産物、農の持つ多面的機能についての理解を深めます。市民農園や農業体験農園等の開設への整備支援とともに、周知、利用促進に向けたPRを図ります。

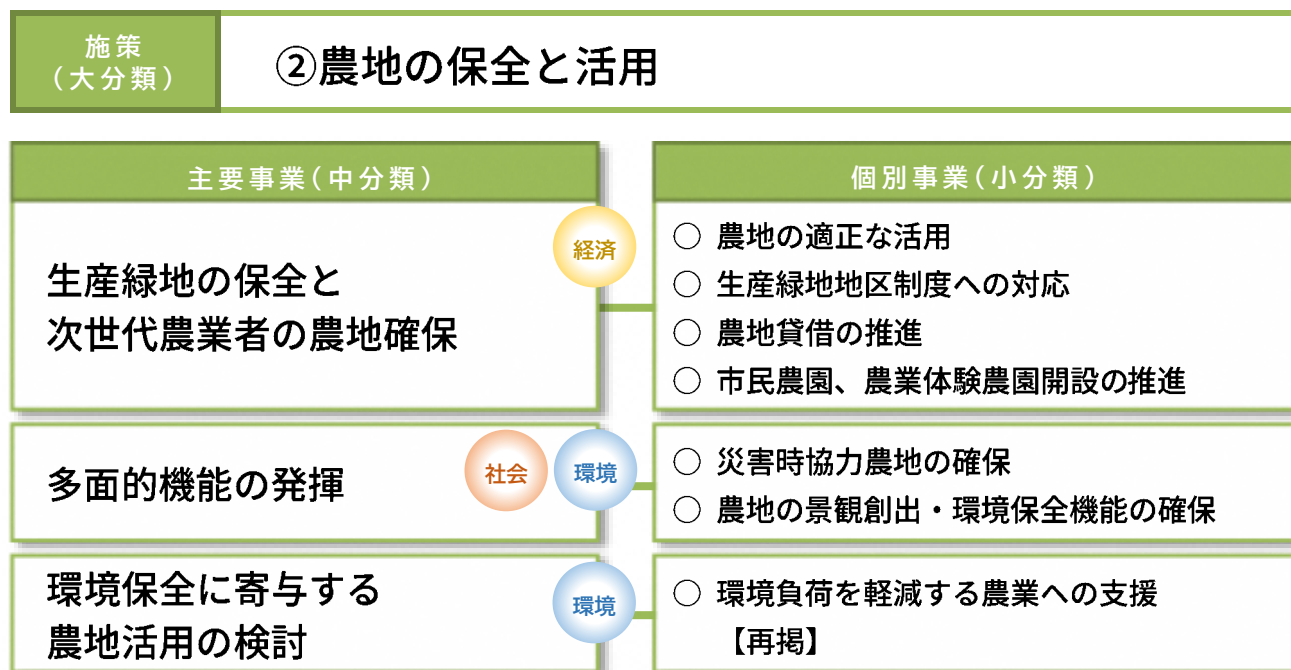
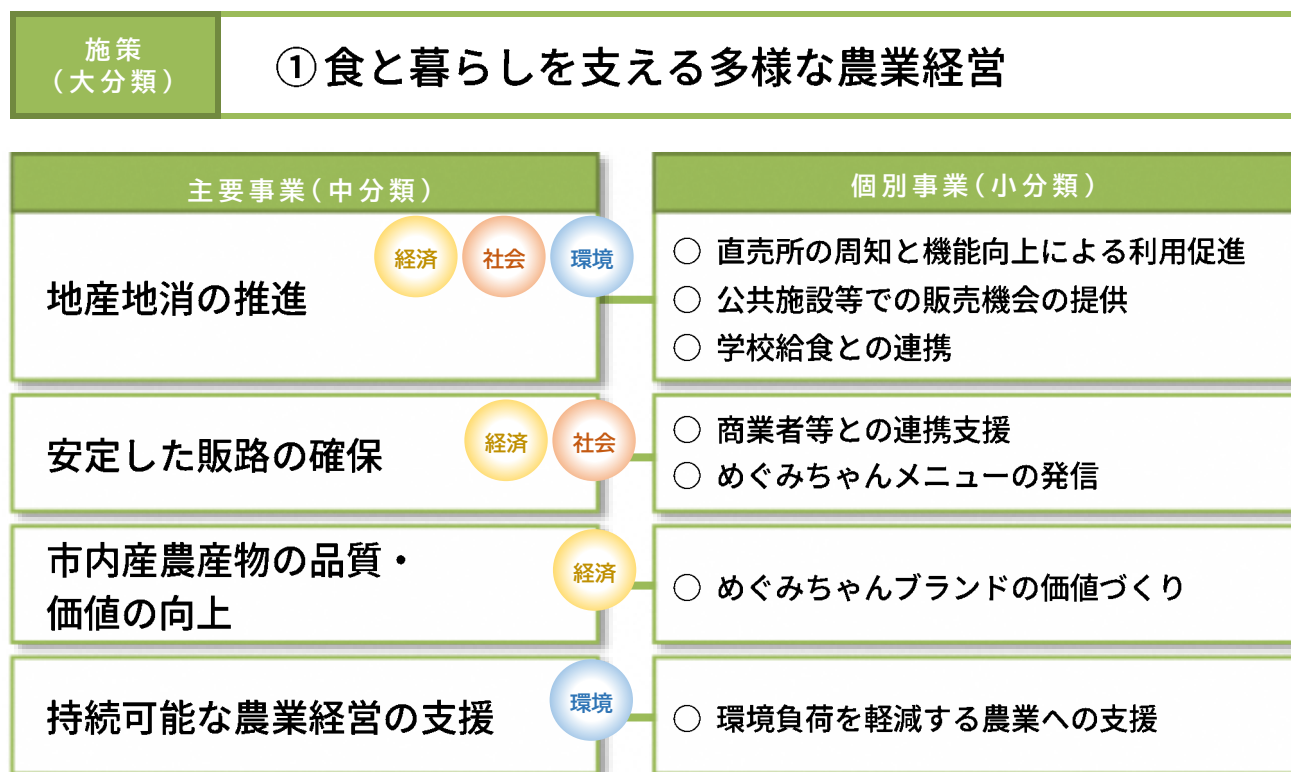
PHOTO

3. 計画の体系

4つの基本方針(大分類)に基づき、以下、本計画の施策体系において、持続可能な開発目標(SDGs)を踏まえて農業を持続させていくという観点から、経済、社会、環境のバランスを重視し、3軸での施策展開の考え方を以下に示します。

	経済	社会	環境
① 食と暮らしを支える 多様な農業経営	認定農業者等の中核的農家から小規模農家まで、多様な経営のあり方に対して支援をします。	近隣消費のニーズや社会問題に対応する流通を促進します。	新鮮で、環境負荷を低減する安心安全な農産物の生産を支援します。
② 農地の保全と活用	農産物生産の基盤として、農地の保全と適切な活用を目指します。	農地の防災、交流創出機能を十分に発揮します。	農地の景観創出、環境保全機能を十分に発揮します。
③ 多様な担い手が生きがいややりがいを感じる農業	農業収益力の向上を図り、農業経営意欲の高い農家の支援を行います。	生きがいとしての農業や、教育的な活用など多様な農業のあり方に対し、多様な担い手の確保・育成をします。	規模の大小にかかわらず環境負荷の低い農業を展開する農業の担い手を支援します。
④ 地域と協働する農業	農業経営の安定に向け、交流創出機能を活かします。	将来を担う子どもたちや近隣住民の都市農業への理解を促進します。	農を通じて、生活の豊かさを提供します。

4つの基本方針(施策・大分類)に基づき、以下、本計画の施策体系を示します。それぞれ主要事業(中分類)を掲げます。各主要事業については、施策を実現するために展開する個別事業(小分類)を設けます。



施策
(大分類)

③多様な担い手が生きがいややりがいを感じる農業

主要事業(中分類)

若手農業者や
女性農業者の育成

経済

社会

多様な農業者への
支援検討

経済

環境

援農ボランティア制度の活用

社会

個別事業(小分類)

- 後継者、新規就農者の育成
- 農業者同士、農業者と周辺住民の交流機会の創出
- 農地貸借の推進【再掲】

- 認定農業者への支援
- 新たな支援策の調査・研究
- 営農支援事業の適正運営

- 農業者と援農ボランティアのマッチング機会の提供
- 援農ボランティアのスキルアップ

施策
(大分類)

④地域と協働する農業

主要事業(中分類)

農商工・産学公連携
の推進

経済

社会

農業者と市民、
子どもたちとの交流の創出

経済

社会

環境

農業・農産物への
理解促進

社会

環境

庁内連携の推進

経済

社会

環境

個別事業(小分類)

- 農業と異分野との連携促進
- 市内学校等との交流・連携機会の創出

- 農業体験・交流の場としての農地活用と発展
- 市民農園、農業体験農園開設の推進【再掲】

- 市内産農産物、農の魅力情報発信、PR
- 農業体験・交流の場としての農地活用と発展【再掲】

- 庁内各分野と連携した取組みの推進

4. 基本指標の設定

本計画の計画期間に基づき、概ね 10 年後の令和 15(2033)年度の市内農業に係る主要な指標を、次のように設定します。

① 農家数

農家数は、平成 22(2010)年時点は 276 戸(農林業センサス)でしたが、令和2(2020)年時点では 187 戸(農林業センサス)と、10 年間で 89 戸(32%減)、年平均 8.9 戸減少しています。このまま推移すると、令和 15(2033)年度には 71 戸まで減少してしまいます。本計画に基づく農業振興策を講ずることにより、令和 15 年(2033)年度の農家数を 96 戸と設定します。

② 農地面積

農地面積は、平成 24(2012)年時点で 154.8ha でしたが、令和 4(2022)年時点で 117.6ha(生産緑地 105.4ha、宅地化農地 12.2ha)(東京都総務局資料)と、10 年間で 37.2ha(24%)、年平均で 3.7ha(生産緑地が 2.7ha/年、宅地化農地が 1ha/年)減少しており、このまま推移すると、令和 15(2033)年度の農地面積は、92ha 程度となってしまいます(生産緑地 84.4ha、宅地化農地 7.7ha)。生産緑地の追加指定や特定生産緑地への指定、農地貸借の促進や宅地の農地開設等、農地保全施策等を展開することで、令和 15(2033)年の農地面積を 99ha(生産緑地 91.2ha、宅地化農地 7.8ha)と設定します。

③ 認定農業者数

認定農業者は、令和 5(2023)年現在 52 経営体です。今後も農家数は減少する見込みですが、市や関連機関による農家への「農業経営改善計画」の作成支援、及びフォローアップ、「家族経営協定」の締結による共同申請の推進、認定農業者への施設整備等各種支援を講ずることにより、認定農業者の確保に努め、令和 15(2033)年の認定農業者数を現状と同じ 52 経営体と設定します。

④ 農用地利用集積目標

令和 5(2023)年現在の認定農業者の集積面積は 35.7ha であり、農地面積 119.8ha に対する集積率は 29.8%となります。農地の減少率を考慮した 10 年後の認定農業者の集積面積は 31.1ha となることから、農地面積の目標 99ha に基づき、令和 15(2033)年度の農用地の利用集積目標を 31.4%と設定します。

また、面的集積は困難なため、施設化等の推進により農地の高度利用を図り、実質的な経営耕地面積の確保に努めていきます。

⑤ 労働時間と農業所得目標

労働力は、主たる従事者 1 人と補助的従事者 1 人からなる家族経営を基本にして、パートタイマーを中心とする臨時雇用や援農ボランティア等の活用も考慮します。

労働時間は、農業者の健康や余暇時間を確保する観点から、農作業の省力化対策を積極的に進めるとともに、経営に合わせた臨時雇用や援農ボランティア等の活用により、令和 15(2033)年の主たる従事者1人当たりの年間労働時間を概ね 1,800 時間と設定します。

また、令和 15(2033)年の年間農業所得の目標は、他産業従事者と遜色のない水準を確保することを目標に、「地域農業をリードする農家」は概ね年間 800 万円、「地域の農業を担う経営モデル、農業の広がりを支える経営モデル」は概ね年間 300 万円～600 万円と設定します。

なお、本市は、自給的な農家も少なくないため、令和 15(2033)年の 10a当たりの所得目標を 15 万円～30 万円と設定します。

⑥ 農業経営と効率的かつ総合的な利用

農産物の販売では、都市農業の利点を活かし、契約栽培や直売を主に市内流通を促進します。農業経営は、新たな管理手法を取り入れ合理化を進めるとともに、複式簿記記帳により、経営と家計の分離を図ることや青色申告の実施を進めます。また、臨時雇用や援農ボランティアによる労働負担の軽減及び家族経営協定の締結等による家族間の役割分担の明確化による労働環境の改善を進めます。

さらに、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、認定農業者等の担い手の状況に応じ、(ア)地域の地理的自然的条件、(イ)営農類型の特性、(ウ)農地の保有及び利用状況、(エ)農業者の意向を踏まえた、効率的かつ安定的な農業経営の実現を後押しします。その際、本市は、関係機関及び関係団体とともに、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、経営規模の拡大を目指す認定農業者等には都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく農地の貸借制度を活用して農地の集積を促進する等、担い手が農業経営の改善を計画的に進めるための措置を必要に応じて行います。

⑦ 経営モデルの例示

経営モデルは、本市の農業を担う農業経営体を概ね5年間で育成する目標として、下表に示す営農類型別に設定します。

- (ア) 西東京市の農業をリードする経営モデル (所得目標 800万円)
 (イ) 地域の農業を担う経営モデル (所得目標 400～600万円)
 (ウ) 農業の広がりを支える経営モデル (所得目標 300万円)

《西東京市営農類型別経営モデル》

営農類型	経営面積 (作付面積)	主な作物等	家族労働力 (雇用労働力、 ボランティア)	農業所得 (万円)	主な施設等
野菜 (量販店等への直接 出荷+直売)	80a うち施設10a (200a)	トマト、キュウリ、ナス、ホウ レンソウ、コマツナ、ネギ、 スイートコーン、エダマメ、 ブロッコリー、イチゴ、サト イモ、シントリナ、ルッコラ、 ハーブ類等	3人(2人)	800	パイプハウス、 暖房機、養液栽 培システム
	40a うち施設5a (100a)		2人	500	
野菜 (市場出荷+直売)	100a (250a)	キャベツ、ブロッコリー、ダ イコン、ホウレンソウ、コマ ツナ、カブ、トマト、キュウリ 等	2.5人(1人)	800	パイプハウス、 暖房機、養液栽 培システム
	50a うち施設5a (150a)		2人	500	
野菜 (直売)	80a (160a)	トマト、キュウリ、ナス、ホウ レンソウ、コマツナ、ネギ、 スイートコーン、エダマメ、 ブロッコリー、イチゴ等	2.5人	500	パイプハウス、 暖房機、養液栽 培システム
	40a うち施設10a (100a)		2人	300	
農業体験農園+直 売	50a	トマト、キュウリ、ナス、ホウ レンソウ、コマツナ、ネギ、 スイートコーン、エダマメ、 ブロッコリー等	2人	500	体験農園用施 設、 パイプハウス
果樹 (直売)	100a うち施設5a	梨、ブドウ、キウイフルー ツ、カキ、ブルーベリー	2.5人(2人)	500	果樹用ハウス、 果樹棚、防鳥 網、養液栽培シ ステム
	50a		2人(1人)	300	
花卉	20a うち施設10a	花壇苗、鉢物	2人(1人)	600	鉄骨ハウス、パ イプハウス、暖 房機、土詰機、 土壌消毒機、播 種機
植木	160a	サツキ・ツツジ類、コニファ ー類、ハナミズキ	2.5人	800	ミニシャベル、 クレーン付トラ ック、粉碎機
	80a		2人	500	
キノコ	4,000床 (菌床栽培)	シイタケ、キクラゲ、ヒラタ ケ、干しシイタケ、干しキク ラゲ	2人	300	シイタケ、シメジ 栽培用施設

⑧ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標及び農業経営の指標

(ア) 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

令和4年度の新規就農者(フレッシュ&Uターン参加者)は3名となっています。今後、農業従事者の高齢化や減少を考慮すると、安定的、かつ計画的に担い手を確保していく必要があります。

国及び東京都が掲げる新規就農者の確保の方針を踏まえ、年間4人の当該青年等の確保を目標とします。

(イ) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組み

新規就農者への支援体制については、都の農業経営・就農支援センターで就農支援業務を担う公益財団法人東京都農林水産振興財団及び東京都農業会議との連携を図りながら、就農相談機能の充実を図ります。また、技術指導及び経営指導については、中央農業改良普及センター、JA東京みらい等と連携して、重点的に指導を行い、将来的には認定農業者へと誘導していきます。

(ウ) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

(ア)に示したような目標を可能とする農業経営の指標としては、労働時間は、健康や余暇時間を確保する観点から、他の農業者の目標と均衡する1,800時間を年間総労働時間として設定します。

また、農業経営開始から5年後の年間農業所得の目標は、農業所得を主として生活が成り立つ状況と考え、⑦ 経営モデルの例示に示す(ウ)農業の広がりを支える経営モデルを指標とします。

⑨ 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

⑤から⑧に挙げる取組みのほか、本市の農産物を安定的に生産し、農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組めます。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びこれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、東京都中央農業改良普及センター、JA東京みらい等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組めます。

さらに、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組めます。

加えて、本市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事ともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう関係機関と連携し、必要な情報の提供等の支援を行います。

また、JA東京みらいと連携して就農等希望者が必要とする情報や経営の移譲を希望する農業者の情報を収集・整理し、東京都及び農業経営改善支援センターへ情報提供し、農業委員会等の関係機関と連携して就農後の定着や円滑な継承に向けて必要なサポートを行います。

⑩ 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

農業経営基盤強化促進法に基づく「農業経営基盤強化促進事業」については、市域全域が市街化区域であるため該当しません。

第4章 計画の実現に向けた施策の展開

本計画の実現に向けて、各主要事業(中分類)の目指す方向性、個別事業(小分類)の展開について、以下に示します。

1. 食と暮らしを支える多様な農業経営

(1) 地産地消の推進

目指す方向性

市民の食と暮らしを支える市内産農産物を購入する方法として、スーパーマーケットやイベント等による即売会のほか、直売所等があります。そのなかでも、直売所は農業者の経営にとっても主要な販路となっており、既に多くの市民が利用しています。直売所は本市の農業の情報発信の拠点としても重要度が高いことから、直売所をより多くの市民が利用できるように、直売所の周知の強化や直売所の利便性向上等の検討による直売所のさらなる利用促進を図ります。

また、地産地消の推進として、公共施設等での市内産農産物の販売機会の拡大など、市内産農産物を市内各地で消費できる仕組みをつくることで、安定販路の確保と、市民に新鮮な農産物を提供し、本市の農業への理解促進につなげます。

さらに、販路の一つとして、安定的に学校・保育園給食への農産物の提供が図れるよう、関連部署と連携して、栄養士との意見交換を実施し、効率的な運用を検討していきます。

事業の展開

事業① 直売所の周知と機能向上による利用促進

本市のホームページや“たっぶり畑の恵み”等の活用と周知用素材の検討により、直売所の周知と詳細な情報発信を強化します。また、直売所の利便性向上等を検討し、さらなる利用を促進します。

実施主体 市、農業者、JA

事業② 公共施設等での販売機会の提供

市内産農産物の直売機会の拡大として、公共施設等での実施を検討します。市内の様々な地域で実施することにより、これまで市内産農産物との接点が少なかった市民にも PR を図ります。

実施主体 市、農業者

事業③ 学校給食との連携

市内産農産物の利用の拡充や食育等に関して、関連部署と連携し、保育園や学校の栄養士と農業者の意見交換会を定期的を開催し、市内産農産物を利用した共通メニュー等の取組みを支援し、市内産農産物提供の効果的な運用を検討します。

実施主体 市、農業者、JA

(2) 安定した販路の確保

目指す方向性

持続的な農業経営のために、生産物の安定的な販路の確保と生産の拡大が重要です。市内外の商業者等との連携支援により、農産物の安定的な販路の確保につながる方策を検討します。

また、飲食店等へ市内産農産物を使用した「めぐみちゃんメニュー」の発信と、さらなる活用を検討します。

事業の展開

事業①

商業者等との連携支援

商業者、商店街、自治会等での販売・流通の仕組みづくり、そのための農業者と商業者等とのマッチングを支援します。多様な連携方法により、農業者が継続的に安定した販路の確保につながる方策を検討します。

実施主体

市、農業者、商工業者

事業②

めぐみちゃんメニューの発信

飲食店等における市内産農産物活用の拡大に向けて、飲食店等の協力を得て、市内産農産物を使用したメニューを「めぐみちゃんメニュー」として、消費者に提供してきました。

今後、農業者、飲食店等の双方にメリットを生み出すために、「めぐみちゃんメニュー」の発信と、さらなる活用を検討します。

実施主体

市、農業者、商工業者

(3) 市内産農産物の品質・価値の向上

目指す方向性

市内産農産物の品質向上を支援するとともに、市内産農産物を「めぐみちゃんブランド」として、市内外の消費者へ、本市の農業の理解促進、普及啓発を図ることで、市内産農産物の価値づくりを支援します。

事業の展開

事業①

めぐみちゃんブランドの価値づくり

市内産農産物の品質向上に係る新技術や新品目の導入への支援、価値を高めるため、西東京市農産物キャラクター「めぐみちゃん」の使用拡大方策の検討を行います。市内産農産物の品質・価値の向上により、収益性の高い農業経営につながる支援方策を検討します。

実施主体

市、東京都、JA、農業者

(4) 持続可能な農業経営の支援

目指す方向性

昨今、農業の分野においても、生産から流通まで環境負荷低減が求められています。再生可能エネルギーの利用、省エネルギー、温室効果ガスの排出量の削減、農業活動で発生する廃棄物の減量など、環境への負荷低減に資する生産・流通を促進するため、持続可能な農業に取り組む農業者を支援します。

事業の展開

事業① 環境負荷を軽減する農業への支援

農業による環境への負荷軽減のため、農業活動で発生する廃棄物の減量、省エネルギーや脱炭素化、化学農薬・化学肥料の低減等に対応した農業生産、流通の仕組みを整備検討し、取り組む農業者を支援します。

実施主体 市、東京都、JA

スケジュール		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11~15年度
(1)地産地消の推進							
① 直売所の周知と機能向上による 利用促進	情報の更新・発信						施策の見直し
② 公共施設等での販売機会の提供	周知・実施						施策の見直し
③ 学校給食との連携	検討・実施						施策の見直し
(2)安定した販路の確保							
① 商業者等との連携支援	検討・実施						施策の見直し
② めぐみちゃんメニューの発信	周知・実施						施策の見直し
(3)市内産農産物の品質・価値の向上							
① めぐみちゃんブランドの価値づくり	検討・実施						施策の見直し
(4)持続可能な農業経営の支援							
① 環境負荷を軽減する農業への支援	検討・実施						施策の見直し

2. 農地の保全と活用

(1) 生産緑地の保全と次世代農業者の農地確保

目指す方向性

都市農業の根幹を成す生産緑地地区制度や税制について、農業者の立場から積極的に意見を具申します。営農しやすい環境づくりや、身近にある農の風景により、市民の農業への理解を得るため、農地の適正な管理に努め、農地・生産緑地の保全を目指します。農地保全、農業者の経営安定化の観点から、農地活用方法の一つとして、市民農園・農業体験農園開設の推進を図ります。

また、農地の貸借を推進するため、安心して貸借できる体制を整えることで、次世代農業者につなぐ農地の確保に努めます。

事業の展開

事業① 農地の適正な活用

農業委員会の協力のもと、農地の適正な管理を行うとともに、相談体制を強化します。また、DX 活用による農地の活用・管理の効率化を検討します。また、適正な農地の保全と活用の方策として、市民農園、農業体験農園の開設への支援、利用の促進等を推進します。

実施主体 市、農業委員会

事業② 生産緑地地区制度への対応

特定生産緑地制度活用のための所有者への情報提供を継続するとともに、生産緑地の再指定・追加指定に向けて、制度についての情報発信、また、宅地の農地創設を支援します。さらに、生産緑地地区制度や税制への意見の具申を行います。

実施主体 市、農業委員会

事業③ 農地貸借の推進

安心して農地の貸借ができる体制について、JA、東京都農業会議等との連携により、貸し手と借り手の仲介や相談などフォロー体制を整え、農地規模拡大希望者や後継者、新規就農者等への農地確保を推進します。

実施主体 市、農業委員会、JA、東京都農業会議

事業④ 市民農園、農業体験農園開設の推進

市開設の市民農園について、利便性向上のため、よりよいサービス提供の検討と、農業者による市民農園・農業体験農園開設についても支援を推進します。農業体験農園開設経費の補助制度について、周知します。さらなる市民農園、農業体験農園の開設への整備支援を図り、市民等の農業とのふれあいを通じて、本市の農業への理解促進、市民へ農のある暮らしの魅力を提供します。

実施主体 市、東京都、JA

(2) 多面的機能の発揮

目指す方向性

市民が農地の持つ多面的機能への理解を深めるために、様々な場面で市民が農業と触れ合う機会の提供を拡充します。そのため、災害発生時の一時避難場所となる災害時協力農地の拡大や、農のある風景の魅力や生物多様性の保全を伝える取組みを推進します。

事業の展開

事業① 災害時協力農地の確保

農地の防災機能について周知方法の検討をし、JAと連携を図り、防災機能を発揮できる環境を整備することにより、災害時における一時避難場所や、農産物の供給を行う災害時協力農地の協定を締結する農地の拡大を推進します。

実施主体 市、JA

事業② 農地の景観創出・環境保全機能の確保

緑地としての農地の価値、環境保全に寄与する農地の役割について、農地見学、まち歩き、防災訓練などのイベントを通じて市民理解を促進する取組みを推進します。また、農地を適正に保つことは、景観創出につながることから、農地の適正な管理を推進します。

実施主体 市、農業者

(3) 環境保全に寄与する農地活用の検討

目指す方向性

昨今、農業の分野においても、生産から流通まで環境負荷低減が求められています。再生可能エネルギーの利用、省エネルギー、温室効果ガスの排出量の削減、農業活動で発生する廃棄物の減量など、環境への負荷低減に資する生産・流通を促進するため、持続可能な農業に取り組む農業者を支援します。

事業の展開

事業① 環境負荷を軽減する農業への支援【再掲】

農業による環境への負荷軽減のため、農業活動で発生する廃棄物の減量、省エネルギーや脱炭素化、化学農薬・化学肥料の低減等に対応した農業生産、流通の仕組みを整備検討し、取り組む農業者を支援します。

実施主体 市、東京都、JA

スケジュール		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11~15年度
(1)生産緑地の保全と次世代農業者の農地確保							
① 農地の適正な活用	検討・実施						
					施策の見直し		
② 生産緑地地区制度への対応	周知・実施						
					施策の見直し		
③ 農地貸借の推進	検討・実施						
					施策の見直し		
④ 市民農園、農業体験農園開設の推進	周知・実施						
(2)多面的機能の発揮							
① 災害時協力農地の確保	周知・実施						
					施策の見直し		
② 農地の景観創出・環境保全機能の確保	周知・実施						
					施策の見直し		
(3)環境保全に寄与する農地活用の検討							
① 環境負荷を軽減する農業への支援【再掲】	検討・実施						
					施策の見直し		

3. 多様な担い手が生きがいややりがいを感じる農業

(1) 若手農業者や女性農業者の育成

目指す方向性

我が国の農業に共通する大きな課題のひとつである後継者や担い手の不足に対し、若手農業者や女性農業者、新規就農者への栽培技術指導や、経営指導の仕組みをつくることにより、持続可能な農業経営者の育成を支援します。

また、農業者同士や周辺住民との情報共有・提供の機会を創出することで、持続的に安心して農業に取り組める体制を強化します。

事業の展開

事業① 後継者、新規就農者の育成

JA や東京都と連携して、農業者の生産技術に加え、販路開拓や経営スキルの継承など就農希望者、新規就農者、後継者育成に取り組めます。また、指導農業士制度の利用を促す等、地域で新規就農者、後継者育成を行うための体制強化に取り組めます。

実施主体 市、東京都、JA、農業者

事業② 農業者同士、農業者と周辺住民の交流機会の創出

新規就農者を含む若い担い手や女性農業者など、農業者同士及び市民との交流・情報共有・提供の機会を創出し、安心して農業に取り組める体制の強化を図ります。また、意見交換を通じて、有効な支援策を検討します。

実施主体 市、JA、農業者

事業③ 農地貸借の推進【再掲】

安心して農地の貸借ができる体制について、JA、東京都農業会議等との連携により、貸し手と借り手の仲介や相談などフォロー体制を強化し、農地規模拡大希望者や後継者や新規就農者等への農地確保を推進します。

実施主体 市、農業委員会、JA、東京都農業会議

(2) 多様な農業者への支援検討

目指す方向性

認定農業者は、自らが作成した農業経営改善計画が認定され、将来に渡り安定的かつ戦略的な農業経営が望まれる農業者です。他の農業者が認定農業者の取組みを参考にすることで、安定的な営農も期待されます。これら本市の農業を先導する認定農業者だけでなく、規模や経営形態に関わらず、様々な経営形態の多様な農業者が、持続的に農業を営むことができるための支援の拡充について検討します。また、JAで行っている営農支援について、情報提供を行います。

事業の展開

事業① 認定農業者への支援

認定農業者経営改善支援補助金や都市農業経営力強化事業補助金の運用を進めるとともに、認定農業者の農業経営改善計画のフォローアップを東京都、東京都農業会議と連携して実施します。また、認定農業者への施設整備の支援など、各種支援の拡充などを検討します。

実施主体 市、東京都、東京都農業会議

事業② 新たな支援策の調査・研究

直売所への支援策や、都市農地の保全・活用を推進するため、未来に残す東京の農地プロジェクト補助金等の支援策を検討します。その他、環境負荷を軽減する農業など、多様な農業経営に対応する支援策及び認定農業者に準ずる認証制度について調査・研究を行います。また、東京都等の補助事業の活用にも取り組みます。

実施主体 市、東京都、東京都農業会議

事業③ 営農支援事業の適正運営

JAによる営農支援事業の情報提供を行い、農業者への効果的な支援策を検討します。

実施主体 市、JA

(3) 援農ボランティア制度の活用

目指す方向性

担い手不足の解消や農地保全の策の一つとして、市民が農業に携わることができる援農ボランティア制度の活用を促進するため、農業者と援農ボランティアとのマッチング方法を構築するとともに、学生等との連携により多様な援農を促進します。

また、援農ボランティアのスキルアップの仕組みを検討します。

事業の展開

事業① 農業者と援農ボランティアのマッチング機会の提供

援農ボランティアを増やすための仕組みづくり、受け入れ農家の掘り起こしと受け入れ体制づくりの検討、援農ボランティアと農業者の適切なマッチング機会を提供します。また、学生等と連携を図り、農作業支援、販売支援等多様な役割の援農を促進します。

実施主体 市、市民

事業② 援農ボランティアのスキルアップ

農のアカデミー体験実習農園における援農ボランティアのスキルアップを支援し、担い手の育成を推進します。

実施主体 市、農業者

スケジュール

令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11～15年度

(1) 若手農業者や女性農業者の育成

① 後継者、新規就農者の育成

検討・実施

施策の見直し

② 農業者同士、農業者と周辺住民の交流機会の創出

調査・研究・検討・周知・実施

施策の見直し

③ 農地貸借の推進【再掲】

検討・実施

施策の見直し

(2) 多様な農業者への支援検討

① 認定農業者への支援

検討・実施

施策の見直し

② 新たな支援策の調査・研究

調査・研究・検討・試行・実施

施策の見直し

③ 営農支援事業の適正運営

検討・実施

施策の見直し

(3) 援農ボランティア制度の活用

① 農業者と援農ボランティアのマッチング機会の提供

検討・実施

施策の見直し

② 援農ボランティアのスキルアップ

実施

施策の見直し

4. 地域と協働する農業

(1) 農商工・産学公連携の推進

目指す方向性

農地の保全や新たな価値を創造するため、農業者や地域の多様な主体が参画する仕組みづくりを推進します。また、新しい枠組みでの農業振興を図り、農産物の品質・価値の向上、消費拡大及び市民の農業への理解促進を図ります。

事業の展開

事業① 農業と異分野との連携促進

市内産農産物の活用促進など飲食店、商店街、小売店との連携、教育や福祉、健康の視点による連携など異分野の民間事業者等との連携や高齢者や障害者等が農業で活躍することを通じ、就労や生きがいづくりの場を生み出す農福連携などの推進、農業の価値を高める方策の検討と、検討のための機会を創出します。

実施主体	市、東京都、農業者、商工業者
------	----------------

事業② 市内学校等との交流・連携機会の創出

市内小中学校、高校、大学、幼稚園、保育園等との交流、連携機会の創出、次世代の担い手となりうる子どもたちと農業が関わる機会を創出・支援し、農業の魅力の普及・啓発を図ります。

実施主体	市、農業者、市民
------	----------

(2) 農業者と市民・子どもたちとの交流の創出

目指す方向性

市民・子どもたちに農業・農地・農産物(主に本市の4本柱である野菜、果樹、植木、花卉)にふれる機会を創出し、本市の農業の魅力を広く市民に普及・啓発するための、効果的な活用・取組みを推進します。

また、本市の農業についての理解促進や、農地保全及び農業者の経営安定化の方策として、市民農園や農業体験農園の開設への整備支援をし、交流の場を提供します。

事業の展開

事業① 農業体験・交流の場としての農地活用と発展

市民・子どもたちが農業・農地・農産物にふれる機会を創出し、本市の農業の魅力を広く市民に普及・啓発するため、農業のレクリエーション機能や学習機能を活かした農地の効果的な活用・取組みを推進します。

実施主体 市、農業者

事業② 市民農園、農業体験農園開設の推進【再掲】

市開設の市民農園について、利便性向上のため、よりよいサービス提供の検討と、農業者による市民農園・農業体験農園開設についても支援を推進します。農業体験農園開設経費の補助制度について、周知します。さらなる市民農園、農業体験農園の開設への整備支援を図り、市民等の農業とのふれあいを通じて、本市の農業への理解促進、市民へ農のある暮らしの魅力を提供します。

実施主体 市、東京都、JA

(3) 農業・農産物への理解促進

目指す方向性

市内産農産物の新鮮さ、安全性の周知とともに、市内産農産物、農の魅力情報発信、PRをすることで都市農業への理解を深めます。

事業の展開

事業① 市内産農産物、農の魅力情報発信、PR

市内農産物の販売促進、価値向上のため、市内産農産物の安全性や高い品質についての情報発信を行います。また、環境負荷軽減に取り組む農業・農業者の姿、景観形成や防災への農業・農地の寄与についての理解を深めるための情報発信も行います。都市農業への市民及び消費者の理解を深めることで、農業に取り組みやすい環境づくりに取り組みます。

実施主体 市、農業者、JA

事業②

農業体験・交流の場としての農地活用と発展【再掲】

市民・子どもたちが農業・農地・農産物にふれる機会を創出し、本市の農業の魅力を広く市民に普及・啓発するため、農業のレクリエーション機能や学習機能を活かした農地の効果的な活用・取組みを推進します。

実施主体

市、農業者

(4) 庁内連携の推進

目指す方向性

庁内の各部署が連携し、分野を横断した取組みを推進することで、新しい枠組みでの農業振興を図ります。

事業の展開

事業①

庁内各分野と連携した取組みの推進

庁内の各部署が連携し、分野を横断した取組みにより、産業振興やまちづくり、環境保全や地域課題・社会課題の解決などの視点から、新しい枠組みでの農業振興を図ります。

実施主体

市、農業委員会

スケジュール

令和6年度 令和7年度 令和8年度 令和9年度 令和10年度 令和11～15年度

(1) 農商工・産学公連携の推進

① 農業と異分野との連携促進

検討・実施

施策の見直し

② 市内学校等との交流・連携機会の創出

周知・実施

施策の見直し

(2) 農業者と市民・子どもたちとの交流の創出

① 農業体験・交流の場としての農地活用と発展

検討・実施

施策の見直し

② 市民農園、農業体験農園開設の推進【再掲】

検討・実施

施策の見直し

(3) 農業・農産物への理解促進

① 市内産農産物、農の魅力情報発信、PR

周知・実施

施策の見直し

② 農業体験・交流の場としての農地活用と発展【再掲】

検討・実施

施策の見直し

(4) 庁内連携の推進

① 庁内各分野と連携した取組みの推進

検討・実施

施策の見直し

5. 計画実現に向けた各主体の役割

今後、本計画を実現していくためには、計画に関わる各主体がそれぞれの役割を果たすとともに、各主体間の連携した取組みが重要です。そのため、計画実現に向けた各主体の役割を以下に示します。

計画実現に向けた各主体の役割

計画に関わる主体	主な役割
農業者	・農業の担い手、農地、農業環境の管理者として計画を主体的に進める。 ・農業を発展させるために、市民との連携を進める。
JA	・農業団体の活性化を図るための取組みを進める。 ・農業経営を進めやすい環境をつくる。 ・農業者と市民、民間団体、行政を結ぶ役割を果たす。
市民	・地域の農業の理解者として、安全な食生活の推進、地産地消の推進、農業者との連携を進める。
商工業者	・地場流通等農業者と市民を結ぶ取組みを進める。
市	・農業者や農業団体の活動及び農業と各分野の連携を支援する。 ・計画に基づく必要な施設及び設備の整備を支援する。 ・計画に関する情報提供及び進行管理を行う。
農業委員会	・市と連携して、計画推進に必要な市への意見の提出、提案等を行う。
東京都農業会議	・農地保全、農業振興に係る情報提供等支援を行う。
国・東京都	・農業振興、農地保全に対する各種制度、支援策の整備を進める。



6. 計画推進体制の確立

本計画の推進に当たっては、西東京市農業振興計画推進委員会(以下「推進委員会」という。)において、毎年度、事業の進捗状況等を検証・評価することにより、進行管理を行います。

また、行政、農業者・農業団体、JA及び市民等が連携し、各施策の具体化に向けた取組みを進めるとともに、庁内関係部署との協議・調整及び連携を図り、着実に計画を遂行します。

資料編

1. 西東京市農業振興計画推進委員会

令和 4(2022)年度以降、推進委員会を 8 回開催し、計画策定に向けた検討・協議を進めました。

(1) 開催概要

① 第 1 回推進委員会

項目	内容
日時	令和 4(2022)年 5 月 12 日(木) 10 時 00 分から 11 時 00 分まで
場所	西東京市役所田無第二庁舎 4 階会議室3
議事次第	(1)第 2 次西東京市農業振興計画【中間見直し】について (2)(仮称)第 3 次西東京市農業振興計画の策定について (3)その他

② 第 2 回推進委員会

項目	内容
日時	令和 4(2022)年 11 月 11 日(金) 10 時 00 分から 12 時 00 分まで
場所	西東京市役所田無第二庁舎 3 階会議室
議事次第	(1)第 2 次西東京市農業振興計画【中間見直し】に基づく令和 4 年度事業について (2)第 3 次西東京市農業振興計画の策定について (3)その他

③ 第 3 回推進委員会

項目	内容
日時	令和 5(2023)年 2 月 17 日(金) 14 時 00 分から 16 時 00 分まで
場所	西東京市役所田無第二庁舎 5 階会議室
議事次第	(1)第 2 次西東京市農業振興計画【中間見直し】に基づく令和 4 年度事業について (2)第 3 次西東京市農業振興計画の策定について (3)その他

④ 第4回推進委員会

項目	内容
日時	令和5(2023)年5月10日(水) 13時30分から16時00分まで
場所	西東京市役所田無第二庁舎 5階会議室
議事次第	(1)第2次西東京市農業振興計画【中間見直し】に基づく令和4年度事業について (2)(仮称)第3次西東京市農業振興計画の策定について (3)その他

⑤ 第5回推進委員会

項目	内容
日時	令和5(2023)年7月5日(水) 14時00分から16時00分まで
場所	西東京市役所田無第二庁舎 5階会議室
議事次第	(1)農業振興計画基本構想の一部改正について (2)第2次西東京市農業振興計画【中間見直し】施策評価について (3)(仮称)第3次西東京市農業振興計画の策定について (4)その他

⑥ 第6回推進委員会

項目	内容
日時	令和5(2023)年8月23日(水) 14時00分から16時00分まで
場所	西東京市役所田無第二庁舎 5階会議室
議事次第	(1)第3次西東京市農業振興計画の策定について (2)その他

⑦ 第7回推進委員会

項目	内容
日時	令和5(2023)年10月30日(月) 9時30分から12時00分まで
場所	西東京市役所田無第二庁舎 4階会議室3
議事次第	(1)第3次西東京市農業振興計画の策定について (2)その他

⑧ 第8回推進委員会

項目	内容
日時	令和6(2024)年1月18日(木) 10時00分から12時00分まで
場所	西東京市役所田無第二庁舎 4階会議室
議事次第	

(2) 西東京市農業振興計画推進委員会設置要綱・委員名簿

西東京市農業振興計画推進委員会設置要綱

第1 設置

西東京市における農業施策を計画的に推進するために策定した西東京市農業振興計画（以下「振興計画」という。）を円滑に推進するため、西東京市農業振興計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事項

委員会は、振興計画を推進する事項について検討し、市長に報告する。

第3 委員会の構成

委員会は、次に掲げる委員12人以内をもって構成する。

- (1) 学識経験者 1人以内
- (2) 農業団体の職員 2人以内
- (3) 農業関係者 4人以内
- (4) 市民 3人以内
- (5) 関係行政機関の職員 2人以内

第4 委員の任期

委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 委員長等

委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、委員会を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第7 意見の聴取

委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、資料の提出を求めることができる。

第8 謝金

市長は、第3第5号に規定する関係行政機関の職員を除く委員が委員会に出席したときは、謝金を支給する。

第9 庶務

委員会の庶務は、生活文化スポーツ部産業振興課において処理する。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年9月 29 日から施行する。

西東京市農業振興計画推進委員会委員名簿

(任期:令和4(2022)年9月29日から令和6(2024)年9月28日まで)

(敬称略)

	構成区分	氏名	役職等
委員長	学識経験者	後藤 光蔵	武蔵大学 名誉教授
副委員長	農業団体の職員	田中 誠	一般社団法人東京都農業会議 総務部長
委員	農業団体の職員	本橋 正明	JA東京みらい保谷支店 西東京地区統括支店長 (令和4年9月29日～令和5年3月29日)
		松崎 諭志	JA東京みらい保谷支店 西東京地区統括支店長 (令和5年3月30日～令和5年10月20日)
		井口 敏之	JA東京みらい西東京支店 西東京地区統括支店長 (令和5年10月23日～)
委員	農業関係者	村田 秀夫	西東京市農業委員会 会長 (令和4年9月29日～令和5年1月20日)
		保谷 隆司	西東京市農業委員会 会長職務代理 (令和4年9月29日～令和5年1月20日) 西東京市農業委員会 会長(令和5年1月21日～)
委員	農業関係者	野口 秀晶	西東京市農業委員会 会長職務代理 (令和5年1月25日～)
委員	農業関係者	蓮見 一夫	JA東京みらい西東京市営農クラブ 会長
委員	農業関係者	中野 秀雄	田無農友会 会長
委員	公募市民	飯田 秀	
委員	公募市民	遠藤 良枝	
委員	公募市民	林 千代子	
委員	関係行政機関職員	鎌田 純徳	東京都農業振興事務所農務課(地域計画担当)
委員	関係行政機関職員	吉田 滋実	東京都中央農業改良普及センター 主任普及指導員 (令和4年9月29日～令和5年3月31日)
		鵜沢 玲子	東京都中央農業改良普及センター 主任普及指導員 (令和5年4月27日～)

2. アンケート調査等概要

令和 4(2022)年度、本市における農業振興施策の目標及び問題点を把握し、農業を取り巻く状況を踏まえて、新たな農業振興計画策定に向けた基礎資料とするため、以下のアンケート調査、ヒアリング調査、若者ワークショップを実施しました。

(1) アンケート調査概要

① 農業者意向調査

調査対象	農業者 260 名
配布回収方法	農業委員会を通じての配布回収 (令和 4 年 12 月 20 日～令和 5 年 1 月 16 日)
回収数	234 件(回収率 90.0%)

② 市民意向調査

調査対象	市民 3,000 票 ※18 歳以上の市民無作為抽出による。ただし、年齢別に抽出。
配布回収方法	郵送配布・郵送または WEB 回収(令和 4 年 12 月 2 日～12 月 23 日)
回収数	891 件(回収率 29.7%)(郵送回収 618 件、WEB 回答 273 件)

③ 子どもアンケート調査

調査対象	市内公立小学校6校 5 年生、市内公立中学校4校 2 年生 (1 校あたり 2～4 クラス)
配布回収方法	学校配布(令和 4 年 12 月 2 日～12 月 16 日)
配布・回収数	1,097 件

(2) ヒアリング調査概要

調査対象	田無農友会 田無緑化組合 JA 東京みらい西東京市営農クラブ JA東京みらい西東京地区青壮年部 田無ブロック/保谷ブロック JA東京みらい西東京地区女性部 田無地区/保谷地区 JA東京みらい西東京地区保谷直売会 JA東京みらい西東京地区田無直売会 東伏見ふれあいプラザへ出店を行う農業者 西東京梨生産組合 花卉生産者 認定農業者連絡会 田無グリーン倶楽部・丸正出荷グループ 農業体験農園運営者 学校給食へ出荷を行う農業者
実施方法	対面によるヒアリング
実施日時	令和4年10月17日(月)、令和5年2月6日(月)、8日(水)、10日(金)

(3) 若者ワークショップ概要

① 第1回若者ワークショップ「都市農業×未来」

開催日時	令和4年12月17日(土) 14時00分～16時00分
開催場所	体験農園圃場
参加者	高校生3名、大学生5名、大学院生1名

② 第2回若者ワークショップ「都市農業×未来」

開催日時	令和5年2月4日(土) 10時00分～12時00分
開催場所	西東京市役所 田無第二庁舎5階会議室
参加者	高校生3名、大学生4名

用語解説

え	援農ボランティア P18,20,24,28,31, 33,44	本市では、公益財団法人東京都農林水産振興財団が実施する「援農ボランティア養成講座(東京の青空塾)」を受講し、市内の農業者から実技指導を受けた市民を、援農ボランティアとして認定している。 援農ボランティアは、農作業体験や農業者との交流等を通じて、都市農業の意義や役割について理解を深めると同時に、農業者とともに安全で新鮮・良質な農産物等の生産の一翼を担う。
け	経営耕地 P14,32	農業者が経営する耕地(田、畑、樹園地の計)の面積をいう。具体的には、農業者が所有している耕地のうち、貸し付けている耕地と耕作放棄地を除いたものに、借りている耕地を加えたもの。
さ	災害時協力農地 P15,25,30,40,41	市内において大規模な災害が発生した際に、延焼遮断や緊急避難場所としての防災機能等を保全するため、生産緑地等を対象に、本市と協定を締結した農地のこと。
	産学公連携 P25,31,45,47	大学や研究機関と、市内事業者及び行政が共同又は連携し、各種事業を行う取組み。
し	自給的農家 (農林業センサス) P17	経営耕地面積が30a未満かつ調査期日前1年間ににおける農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。
	指導農業士制度 P24、42	優れた農業経営を行いつつ、新規就農者等の育成に指導的役割を果たしている農業者が、都知事から指導農業士として認定を受ける制度のこと。指導農業士は、地域農業の振興に関する活動を行う。
	市民農園 P14,21,23,25,27,28, 30,31,39,41,46,47	本市が借用し運営を行う農地、又は農地を所有する農業者自身が運営を行う農地、法人が貸借により運営する農地にて、市民が自らの作付け等により、農業体験を行う場所のこと。
	食料自給率 P3	国内の食料消費が、国内の農業生産でどの程度賄えているかを示す指標のこと。 ①食料の重さそのものを用いて計算する「重量ベース自給率」、②食料に含まれるカロリーを用いて計算する「カロリーベース総合食料自給率」、③価格を用いて計算する「生産額ベース総合食料自給率」の3種類の計算方法がある。
せ	生産緑地 P14,15,25,27,30,32, 39,41	市街化区域内の農地で、次に該当する区域について、市が都市計画において定めたもの。 ①良好な生活環境の確保に相当の効果がおり、公共施設等の敷地に供する用地として適しているもの、②300㎡以上の面積を有しているもの、③農林業の継続が可能な条件をそなえているもの なお、生産緑地について使用又は収益を有する権利を有するものは、当該生産緑地を農地等として管理しなければならない。
ち	地産地消 P4,23,24,27,30,36, 38,48	地域で生産されたものを地域で消費するだけでなく、生産者と消費者を結び付け「顔が見え、話ができる」関係づくりを行う取組みのこと。食料自給力・自給率の向上や、地域農業の活性化につながるだけ

	でなく、農産物の輸送に伴うCO ² 排出量の削減が期待される。
と 東京都環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画 P12	令和5年3月、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(みどりの食料システム法)」第16条第1項に基づき、東京都と西東京市を含めた都内45区市町村は、共同で「東京都環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画」を作成し、「東京都環境保全型農業推進基本方針」及び「東京都有機農業推進計画」を位置づけた。
東京農業振興プラン P2,4,12	令和4(2022)年11月の東京都農林・漁業振興対策審議会の答申「都民生活に貢献する持続可能な東京農業の新たな展開」を踏まえて、都が目指す農業振興の方向性と今後の施策展開を示したもの。現行計画は令和5(2023)年度から令和14(2032)年度まで。
に 認定農業者 P2,19,24,28,31,32,33,34,43,44	農業経営基盤強化促進法に基づき、「効率的かつ安定的な農業経営」(他産業並みの労働時間により、他産業並みの所得を得られる農業経営)となることを目標とした農業経営改善計画を作成し、市から当該計画を認定された農業者のこと。
の 農家(農林業センサス) P17	経営耕地面積が10a以上又は農産物販売金額が15万円以上の世帯をいう。
農商工連携 P25,31,45,47	地域の特色ある農産物、美しい景観等、長い歴史の中で培ってきた貴重な資源を行こうに活用するため、農業者と商工業者がお互いの技術やノウハウを持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大等に取り組むこと。
農業経営基盤強化促進法 P2,35	効率的で安定的な農業経営の育成を図るために、経営の改善に取り組む農業者に対して、①農地利用の集積②経営管理の合理化③農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じることを定めた法律。
農業経営体 (農林業センサス) P6、14、34	経営耕地面積が30a以上あるいは、例えば露地野菜、施設野菜、果樹等の作物を一定規模以上耕作・栽培する農業経営等。
農業所得 P1,6,19,33,34,35	農業経営によって得られた収入から必要経費(家族労働費を除く。)を除いたもの。
農業体験農園 P21,23,25,27,28,30,31,34,39,41,46,47	農業者自らが開設し、市民が利用する農園で、利用者が農園主のきめ細かい指導とサポートのもとで、農業体験を行う場所のこと。
は 販売農家 (農林業センサス) P6、14	経営耕地面積30a以上、または調査期日前1年間における農産物販売金額50万円以上あった農家。販売農家以外の農家を自給的農家という。

第 3 次西東京市農業振興計画

令和 6(2024)年度～令和15(2033)年度

令和 6 年 3 月

発 行 西東京市

編 集 西東京市生活文化スポーツ部産業振興課
〒188-8666

西東京市南町五丁目 6 番 13 号

電話 042-420-2820(農業係直通)



西東京市